

平成 24 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

平成 24 年 9 月 5 日 開会

平成 24 年 9 月 14 日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月5日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第58号（提案説明・採決）	10
議第59号（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第60号（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第61号から議第65号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	17
発議第1号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	25
散会	27

9月14日

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	30
職務のため出席した事務局職員	30
開議	31
諸般の報告	31
一般質問	31
9番 森島正司議員	31
2番 浅野常夫議員	41
1番 上野賢二議員	44

6 番 田中政治議員	4 8
議第59号及び議第60号（委員長報告・質疑・討論・採決）	5 4
議第61号及から議第65号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	5 8
閉会	6 8
会議録署名議員	6 9

平成24年9月5日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成24年9月5日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議 第 58 号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求
めることについて
日程第7 議 第 59 号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）
日程第8 議 第 60 号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2
号）
日程第9 議 第 61 号 平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 議 第 62 号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第11 議 第 63 号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
日程第12 議 第 64 号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
日程第13 議 第 65 号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
日程第14 発議第1号 新たな原発再稼働に関して国の慎重な対応と、大飯原発の再停
止を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 福祉課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
住民課長	松井均	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	森島秀彦
代表監査委員	兒玉俊雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成24年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定によって議長において、3番 高橋愛子君、6番 田中政治君を指名します。

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月14日までの10日間とすることに決定いたしました。

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成24年度6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成23年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成23年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

監査の御報告をいたします。

去る7月18日、19日、2日間にわたり平成23年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を森島光明監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して御報告いたします。

お手元の決算審査意見書により、その大要を申し上げます。

平成23年度の町一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況の審査の意見を、お手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をしました。

審査の対象は、1つ、平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2つ、平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3つ目、平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4つ目、平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算、5つ目、平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6つ目、平成23年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成24年7月18日から19日までの2日間実施しました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などにに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありであります。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、地方分権の時代にふさわしい、「真の自立」を確立するため、全ての事務事業に最少の経費で最大の効果を得るべく、行政改革の推進を図るとともに、歳入においては、公租・公課等の収入未済額の減少に努め、企業誘致など推進され、自主財源の積極的な確保に努められ、足腰の強い財政基盤を確立し、誰もが永住を願う町の実現に向けて、さらなる努力を期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいる所存でありますので、議会、執行部の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（北島 登君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場をお願いします。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○議長（北島 登君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに平成24年第3回の輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御参集いただき、誠にありがとうございます。

ぎふ清流国体まで残すところ1カ月を切り、開催に向けてただいま町を挙げて積極的に取り組んでおるところであります。

去る9月2日に海津市から炬火を引き継ぎました。ぎふ清流国体のきずなの火も、いよいよあす6日、輪之内町内をリレーし、最後は議員各位の御協力も得まして安八町へ引き渡す予定となっております。

当町で開催の軟式野球競技、同時開催の「輪之内ふれあいフェスタ」が町民の皆様の御参加と御協力を得ながら成功裏に終わられるように切に望むところでございます。

さて、国政は、近々衆議院の解散が予想されております。民主党政権主導の国政運営の是非が問われておりますが、新しい政党も含め政策論争に一定の区切りをつける重要な選挙でもあります。政権の帰趨がどうあれ、日本の国政と外交のあり方について、この選挙で誤りのない方向性を示してほしいと切に願うものであります。

国内的政治課題としては消費税関連法案が成立したところではありますが、一体として改革すべき社会保障の中身が国民会議を設置し、議論していくという、そのレベルにとどまっており、設置の時期も不明で、具体的な部分が見えてきておりません。総じて先送りをしているような感じを受けております。

世界に目を転じてみれば、皆様も御承知のとおり、日本固有の領土である尖閣諸島、

竹島の領有権が不法に侵略され、中国、韓国との国交に大きな影響を与えております。日本の対外交渉力の稚拙さに不安を抱かざるを得ません。

また、東北大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原発再稼働の決定がございました。このエネルギー問題も大きな課題であります。安全・安心の確保とともに、国民に対して経済成長の糧となるエネルギー政策をどう示していくかなど、今後の日本のあり方にも係る重大な課題が山積しております。新しい政権では、これらの諸課題に真正面から取り組み、一つ一つ着実に解決をしていただきたいと願うものであります。

それでは、本日提出させていただきます議案の内訳を申し上げます。内訳は、人事案件1件、補正予算2件、決算認定関係5件の、計8件でございます。

議案の概要を、順次、御説明を申し上げます。

初めに、人事案件でございます。

議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、加藤純司氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,337万1,000円と定めるものであります。

それでは、先に歳出から御説明を申し上げます。

議会費につきましては、今年度、当町の北島議長が県の議長会長の要職に就任されたことに関連し、旅費を追加するものであります。

総務費のうち、企画費は、地域情報化推進委員会の開催回数をふやすための費用を追加するものであります。

生活安全対策費は、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金を活用し、講演会開催などを実施するための費用を追加するものであります。

統計調査費につきましては、節の組み替えであります。

民生費のうち、障がい者福祉費では、障がい者いきいき住宅改善助成事業の不足分を補正するものであります。

国民年金費は、税制改正に伴う電算システム改修委託料を補正するものであります。

衛生費の保健衛生総務費は、保健師1名の産休代替、臨時職員の雇用賃金を補正するものであります。

次に予防費では、予防接種実施規則の一部改正があり、ポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに変更されたための補正であります。

環境衛生費では、平成23年度のやすらぎ苑の収支が確定いたしましたので、それに伴う補正であります。

教育費の事務局費では、福束小学校の教職員用パソコン更新の費用と、同じく紙折り機の更新費用を補正するものであります。

次の保健体育総務費は、春の千本桜まつりの折に彼岸桜を植樹いたしましたが、その経費の一部が補助対象となりましたので財源の組み替えを行うものであります。

続いて、歳入の補正について御説明をいたします。

国庫支出金は、国民年金電算システム改修に対して10分の10の交付を受けるものであります。

県支出金は、消費者行政活性化基金事業費補助金として10分の10、彼岸桜の植樹経費の2分の1の交付を受けるものであります。

繰越金につきましては、歳入補正予算全体を調整するために計上いたしております。

以上で、平成24年度輪之内町一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,781万9,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、平成23年度国民健康保険出産育児一時金国庫補助金、高額医療費共同事業負担金及び療養給付費交付金の返還金を増額補正するものであります。

また、歳入につきましては、歳出補正の財源として繰越金を881万9,000円増額するものであります。

以上で、平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、決算認定関係の御説明を申し上げます。

議第61号 平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度を振り返りますと、我が国の経済はいまだ深刻な状況から脱却ができず、国はさまざまな経済対策を講じているところであります。輪之内町といたしましても、国の経済対策のシステムを活用しながら、各種事業を実施してまいったところであります。また、財政健全化の努力を継続し、歳出の徹底した見直しを行いながら、予算執行に対し、その効率化に努めたところであります。

一方、輪之内町行財政改革大綱の趣旨に沿いつつ、計画事業の着実な推進を図り、安全・安心のまちづくりのため必要な施策に積極的に取り組んだところでございます。

平成23年度輪之内町一般会計決算額は、歳入40億2,605万6,000円、歳出37億8,661万9,000円となり、歳入歳出差引額は2億3,943万7,000円となりました。

また、最終予算額38億7,480万3,000円に対する決算額の比率は、収入率は103.9%、前年度は108.8%であります。執行率が97.7%、前年度は96.9%となっております。

歳入の総額は、前年度に比較して4,050万円、約1%の増となりました。

全体の34.7%を占める町税は、製造業等の業績回復により法人税の増収2,396万8,000円が著しく、前年度に対して2,769万3,000円の増収となっております。

一方、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等は、合わせて4,858万1,000円の増となっております。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金や子ども手当費負担金等の増加がありましたが、地域活性化交付金の減少が大きく、全体では8,042万5,000円、23.3%の減となっております。

県支出金は、子ども手当費負担金や緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金等により859万9,000円の増となりました。

町債につきましては、臨時財政対策債を2億4,810万円発行することとし、将来的負担を展望しつつ、財源確保に努めたところであります。

歳出の総額は、前年度に対して2億4,715万3,000円、7%の増となっております。

輪之内町第4次総合計画「豊かな自然と輪中文化を受け継ぐまち輪之内」の実現と、「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、確実な財源確保の見通しのもと、堅実な予算編成を基本とするも、安易な事業の見送りはせず、優先度・緊急度を考慮しつつ、積極的に事業展開をしたところでございます。

また、一方では、国・県の補助金等を積極的に活用し、公共施設等を整備したほか、現下の厳しい経済情勢において町としても雇用創出に努めたところであります。

その他、土木費は、全体で1億3,433万4,000円、22.9%の増となり、不況下における景気浮揚対策とし、インフラ整備を積極的に実施をいたしたところであります。

以上で、平成23年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げますが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しながら、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第62号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、昭和36年の事業開始以来、国民皆保険制度を支える主要な地位を担っており、町においてはその円滑な事業運営と財政の健全化に努めているところであります。しかしながら、急速な少子高齢化社会への進展、加入者の高齢化に伴う医療費の増大など、制度上、構造上の多くの諸課題が山積する状況となっております。

平成23年度においては、医療費が平成22年度、前年度と比較して一般被保険者分は2.3%の減に対し、退職被保険者分は2.8%の増となり、医療費全体では、昨年度比2%減となりました。したがって、医療費の半分近くを65歳から74歳の前期高齢者が占めている現状を見ますと、今後、国民の理解を得ながら、この世代の医療費を適正化する施

策を講じることが急務となっております。

決算額は、歳入総額 9 億 608 万 6,000 円、歳出総額 8 億 296 万 6,000 円、差引残額は 1 億 311 万 9,000 円となりました。

今後も、町民皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により医療費の抑制を図り、国民皆保険制度を支える国保事業の安定運営に努めてまいります。

次に、議第 63 号 平成 23 年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成 20 年 4 月から開始された後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方と一定の障がいがある 65 歳以上の方を加入対象とし、岐阜県内の全市町村が加入する広域連合が資格の管理、保険料の賦課、医療給付等を行い、加入市町村は、保険料の徴収及び申請書の受け付けなどの事務を行っております。

決算額は、歳入総額 5,961 万 5,000 円、歳出総額 5,900 万 9,000 円、その差引残額は 60 万 5,000 円となりました。また、保険料収納率は 100% であります。

次に、議第 64 号 平成 23 年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成 21 年 4 月から、障害者自立支援法に基づく「輪之内町児童デイサービスセンター」を開設いたしました。今年度から法改正により「輪之内町発達支援教室そら」と名称を変更しましたが、同センターでは、心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供いたしておるところでございます。

決算額は、歳入総額 1,346 万 4,000 円、歳出総額 1,306 万 6,000 円、その差引残額は 39 万 8,000 円となっております。

次に、議第 65 号 平成 23 年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

下水道事業は、平成 9 年、国の事業認可を受けて以来、工事を進めてまいりました。平成 23 年度の管渠の工事につきましては、2,135 メートルを施工し、全体計画の約 65.5% の進捗率となりました。

決算額は、歳入総額 6 億 4,162 万円、その主なものは、受益者負担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債などであります。歳出総額は 6 億 3,123 万 8,000 円となり、その主なものは、積算業務委託料、工事請負費、浄化センター管理費などあります。差引残額は 1,038 万 2,000 円となっております。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

日程第6、議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明申し上げます。お手元の議案書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、左記の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成24年9月5日提出、輪之内町長でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたように、加藤純司氏を再任したいということでございます。

なお、加藤純司氏につきましては、住所は輪之内町海松新田226番地、生年月日につきましては、昭和19年2月26日、任期につきましては、平成24年10月1日から平成27年9月30日まででございます。

地方税法におきまして各市町村に固定資産評価審査委員会を設置するという規定がございます。委員の任期については3年間という規定がございますので、今回、任期満了となります加藤純司氏を再任いたしまして、今後3年間、委員としてお世話になりたいということで議会の同意を求めるものでございます。

以上で御説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議第58号については人事に関するものでありますから、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

○議長（北島 登君）

日程第7、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第59号、一般会計補正予算について説明を申し上げます。お手元に配付の議案の2ページをお開きください。

議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。平成24年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,337万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

3ページ、4ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明いたします。

先に歳出補正予算について御説明申し上げます。事項別明細書の6ページをお開きください。

議会費の8万3,000円は、今年度、当町の北島議長様が県の議長会長に就任されたことに関連し、議会事務局長も議長の出張に随行することがあることから普通旅費を追加するものでございます。

次に、7ページをお開きください。総務費の総務管理費のうち、企画費の2万円は、現在、町の地域情報化の指針となる第3次地域情報化計画を策定いたしております。この計画の策定に当たり、当初5回の委員会開催を予定しておりましたが、必要な事項についてさらに内容の検討を重ねる必要があるため、あと1回の開催経費を追加するものでございます。この計画は、総合計画に掲げるまちづくりのうち、通信・情報化・電子自治体の実現を目標とし、各方面について情報化の観点から、総合的かつ体系的に位置

づける部門別計画として策定をしております。

生活安全対策費の244万円は、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金の追加申請を活用し、消費者被害の未然防止や消費生活相談窓口の周知による被害の救済を図ることを目的として、積極的に普及啓発や周知活動を行うと同時に、その際に必要となるリーフレットや啓発物品などの資機材を購入するものでございます。消費者トラブルは、住民の誰もがかかり得る問題であり、相談内容は、年々複雑・多様化し、悪質商法の手口も巧妙化をしております。また、今後、社会の高齢化が進むことから、住民に最も身近な役場窓口でトラブルの相談ができる体制の整備が重要であること、さらには住民が安心して暮らせるまちづくりの一つとして、当町としても相談体制を維持、強化していきます。

次に8ページにまいります。統計調査費のうち、臨時指定統計費は、就業構造基本調査事業の執行予定額を精査し、予算を組み替えることで臨時職員1名をスポットで雇用することで人的体制を整えます。これにより、調査票の整理、点検、審査体制を強化し、統計調査の精度の向上に努めていきます。

次に9ページをお開きください。民主費の社会福祉費のうち、障がい者福祉費の20万円は、障がい者いきいき住宅改善事業についての問い合わせがあり、本申請が1件発生する見込みであることから、予算不足額を補うものでございます。介護を必要とする障がい者が自宅で快適な生活が送れるよう、住宅改修について支援するものでございます。

国民年金費の15万8,000円は、平成22年、税制改正において所得税法に規定する特定扶養親族の扱いが16歳以上23歳未満から19歳以上23歳未満に改正されたことに伴い、国民年金システムの改修を行うものでございます。なお、この改修費用については、全額国民年金事務費交付金で賄われます。

次に10ページにまいります。衛生費の保健衛生費のうち、保健衛生総務費の9万4,000円は、保健師1名が9月下旬から産休・育休に入ることから、臨時職員1名を雇用するものでございます。なお、本予算については既存予算の執行状況を精査し、不足分についてお願いするものでございます。

予防費の308万3,000円は、町ではこれまで生ポリオワクチンの接種によりポリオの感染と流行防止に努めてきました。本年9月1日からは生ポリオワクチンの接種が中止となり、副作用、副反応がない不活化ポリオワクチンが導入される予定であることから、町としましても接種者の安全・安心のためワクチンを切りかえていくものでございます。

環境衛生費の56万2,000円は、翌年度精算方式により安八町に納付しているやすらぎ苑負担金を追加するものでございます。平成24年度のやすらぎ苑負担金の確定額は、平成23年度に要した経費に対して使用料等の収入で賄うことができなかつた分をもととして算定するものでございますが、平成24年度予算編成時に予測した23年度の見込み額と実績に差が生じたため、今回、負担金を増額するものでございます。

次に、11ページをお開きください。教育費の教育総務費のうち、事務局費の61万2,000円は、福東小学校の教職員用パソコン13台を更新するため借り上げるものと、教育委員会事務局の紙折り機を更新するため備品を購入するものでございます。

次の保健体育費の保健体育総務費では、ぎふ清流国体記念植樹事業補助金の交付を受け、財源補正を行うものでございます。これは、去る平成24年4月7日開催されました第11回千本桜まつりの際に実施しました、国体強化選手等による彼岸桜の植樹に対して要した経費の2分の1を補助金として受け入れたものでございます。

戻って、歳入補正予算について御説明いたします。3ページをお開きください。

先ほど歳出予算の説明の中でも触れましたが、国庫支出金15万7,000円は、国民年金システムの改修に対して10分の10の交付を受けるものでございます。

次に、4ページをお開きください。県支出金の246万5,000円は、消費者被害の未然防止の対策についての10分の10の交付を受けるもの244万円と彼岸桜の植樹に対して2分の1の交付を受けた2万5,000円でございます。

最後に、5ページをお開きください。繰越金は、歳入予算全体を調整するため463万円を計上いたしております。

以上で、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

地方交付税ですけれども、これは恐らくもう確定していると思うんですが、今、執行については赤字国債の発行ができないということでスムーズにっていないようなんですけれども、交付額の決定はされていると思うんですけれども、幾らになっているんでしょうか。

○議長（北島 登君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

平成24年度の交付税額のお尋ねでございますが、交付決定額は8億7,901万4,000円で、7月24日で通知をいただいております。以上です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第59号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第8、議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

住民課長から説明を求めます。

松井均君。

○住民課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案書の5ページをお願いいたします。

議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,781万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年9月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

補正の中身につきまして御説明をさせていただきますが、6ページ、7ページにつきましては、記載のとおりであります。

事項別明細書のほうで御説明をさせていただきたいと思います。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書をよろしくをお願いいたします。まず、4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出のほうの御説明ですけれども、款10. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金、説明の1. 国庫支出金等精算返納金につきましては、平成23年度国民健康保険出産育児一時金の補助金の精算返納金及び平成23年度国民健康保険高額医療費共同事業負担金の精算返納金を12万6,000円増額するものでございます。また、2の療養給付費交

付金返還金につきましては、退職者医療に係る返還金といたしまして869万3,000円を増額いたします。

以上で、歳出の合計といたしましては881万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。戻りまして、3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

款10.繰越金、項1.繰越金、目1.療養給付費交付金繰越金及び目2.その他繰越金につきましては、留保しておりました平成23年度からの繰越金881万9,000円を充て、増額するものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

6月議会の際に、この償還金について国への返還見込みが約2,300万、それから支払基金への返還見込みが約1,000万というような御説明があったんですけども、それは今回の合計881万9,000円の補正で終わりということですか。

○議長（北島 登君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

前回の補正の際にお願いをしておりますけれども、今回の補正につきましては、前回、療養給付費のほうで2,300万円、それから退職者に関する支払基金への返還ということで1,000万円ほどというふうにお話をしておりました。今回は、細かい国庫支出金の12万6,000円の返還はございますけれども、支払基金への1,000万円のうち、精査をしましたところ、決定としまして869万3,000円ございました。国のほうの療養給付費がまだ来ておりませんので、また後ほどお願いをしていくということになると思います。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それから、この繰越金ですけれども、決算で1億311万9,000円の繰越金が出ておるわけですけれども、この療養給付費交付金繰越金、あるいはその他繰越金というふうな区

別はないと思うんですが、この療養給付費の繰越金というのは、1億300万のうち幾らがこの療養給付費の繰越金でなっているのかと。そして、この繰越金というのはどのような関係でそういう繰越金が発生しているのか。わかる範囲で結構ですので、詳細については、また委員会のほうで御答弁願えればいいと思いますけれども、概要だけで結構ですので御説明願いたいと思います。

○議長（北島 登君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

お尋ねになっておみえになるのは、今回の補正の中で申しますと、事項別明細書の3ページのお話だというふうに思います。

まず、この繰越金がなぜこの2つに分かれているんだという根本的なお話だろうというふうに理解をしました。それで、先ほども退職者医療というお話が出ております。退職者医療はどういった内容かと申しますと、長年、健康保険でやってみえた方が国保にかわられた場合に退職者医療ということに基本的になるわけですけれども、そういった方々につきましては、その医療費から退職者医療の方々からいただいた税金を引きました部分は、基本的に支払基金のほうからお金が来るという考えになっております。要するに、国保の中では一本の会計をしているわけですけれども、退職者の医療については少し分けて経理をしているというぐあいでございます。ですので、今回、この退職者医療についての支払いと収入の部分、それからそれ以外の方の支払いと収入の部分につきましては、一応中では分けてあると。ただ、繰越金として使う場合には全体として見るというものでございまして、そういった中でこういった区分けをしているというものでございます。以上でございます。

また、詳しくは詳細なデータをもって御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（北島 登君）

日程第9、議第61号 平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第13、議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

加藤智治君。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

それでは、議第61号から議第65号まで一括で説明させていただきます。

決算の認定につきましては、代表監査委員の決算審査報告と町長の提案説明の中に決
算の内容がございましたので、簡単に説明したいと思います。よろしく願いいたしま
す。

お手元に配付の平成23年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書をごらんく
ださい。

1ページをごらんください。中ほどであります。上記決算審査をいたしましたところ
相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。
平成24年9月5日、輪之内町長。

平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書、歳入金40億2,605万6,462円、歳出金37
億8,661万9,337円、歳入歳出差引残金2億3,943万7,125円、うち翌年度繰越金は同額で
ございます。

次のページをお願いします。平成23年度実質収支に関する調書、歳入総額40億2,605
万6,462円、歳出総額37億8,661万9,337円、歳入歳出差引額2億3,943万7,125円、翌年
度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は2億3,943万7,125円。実質収支額
のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額もございません。

次のページをごらんください。歳入から御説明申し上げます。

町税でございます。町税には4項目ございますが、収入割合としましては95%であり
ました。

次の款2.地方譲与税でございますが、この地方譲与税から次の5ページの款10の交通
安全対策特別交付金までにつきましては、調定額を100%収入しております。

次に5ページをごらんください。款11.分担金及び負担金につきましては、99.93%の
収入割合でございます。

次の款12の使用料及び手数料から次の7ページの款18.繰越金までにつきましても、
調定額に対しまして100%収入しております。

7ページをごらんください。款19の諸収入につきましては、99.01%の収入割合とな

っております。

款20. 町債につきましては、100%収入しております。

歳入合計でございますが、収入済額としまして40億2,605万6,462円でございます。全体で98.18%の収入割合となっております。

9ページをごらんください。歳出の説明を行います。

款1の議会では、予算に対する執行率は97.07%。

次の総務費につきましては、6項ございますが、全体で97.61%。

3の民生費では97.7%。

4の衛生費では93.69%。

5の農林水産業費では96.99%。

商工費では99.33%。

7の土木費では99.62%の執行率です。

めくっていただきまして、11ページをお願いします。消防費につきましては97.97%。

教育費につきましては98.02%。

公債費につきましては99.9%。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計としまして37億8,661万9,337円で、全体としまして97.72%の執行率でありました。

歳入歳出差引残額としましては2億3,943万7,125円でございます。

次に、85ページをごらんください。

平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書です。歳入金としまして9億608万6,086円、歳出金としまして8億296万6,230円、歳入歳出差引残金1億311万9,856円、うち翌年度繰越金につきましては同額でございます。

平成23年度実質収支に関する調書としまして、歳入総額9億608万6,086円、歳出総額8億296万6,230円、歳入歳出差引額1億311万9,856円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額としまして1億311万9,856円、基金繰入額につきましてもございません。

次のページをお願いします。歳入でございます。

款1の国民健康保険税につきましては、収入割合としまして80.59%でございました。

次の款2の使用料及び手数料から次のページの款11の諸収入までにつきましては、収入割合は100%でございました。

歳入合計としまして、収入済額9億608万6,086円、収入割合としましては93.28%でございます。収入未済額は6,528万9,496円でございます。

1枚めくってください。歳出に入ります。

総務費、執行率は95.65%。

保険給付費は88.26%。

後期高齢者支援金は99.99%。

前期高齢者納付金は98.85%。

老人保健拠出金は66.41%。

介護納付金は99.99%。

共同事業拠出金は99.52%。

保健事業費は92.04%。

公債費につきましては、支出はございませんでした。

諸支出金につきましては88.37%です。

1枚めくってください。予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、支出済額で8億296万6,230円でございます。91.43%の執行率でありました。歳入歳出差引残額としまして1億311万9,856円でございます。

次に、115ページをごらんください。

平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、歳入金5,961万4,626円、歳出金5,900万8,826円、歳入歳出差引残金60万5,800円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

平成23年度実質収支に関する調書、歳入総額5,961万4,626円、歳出総額5,900万8,826円、歳入歳出差引額60万5,800円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は60万5,800円でございます。基金繰入額はございません。

めくっていただきまして、歳入に移ります。

こちらにつきましては、款1の後期高齢者医療保険料から諸収入まで全て収入割合は100%でございました。

歳入合計としまして、収入済額は5,961万4,626円でございます。

めくっていただきまして、歳出のほうに移ります。

総務費、執行率は87.22%。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては96.41%。

保健事業費につきましては99.02%。

諸支出金につきましては15.45%。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計としまして、支出済額5,900万8,826円、95.16%の執行率でございました。歳入歳出差引残額としまして60万5,800円です。

次に、127ページをごらんください。

平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金1,346万3,771円、歳出金1,306万5,771円、歳入歳出差引残金39万8,000円、うち翌年度繰越金、同額でございます。

平成23年度実質収支に関する調書、歳入総額1,346万3,771円、歳出総額1,306万5,771円、歳入歳出差引額39万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額としまして39万8,000円でございます。基金繰入額もございません。

次のページへお願いします。歳入に入ります。

障害福祉サービス費から5の諸収入まで、こちらにつきましても収入割合は全て100%となっております。

歳入合計としまして、収入済額1,346万3,771円でございます。

おめくりをいただきまして、歳出に入ります。

総務費では、執行率72.49%。

障害福祉サービス事業費では86.77%。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計、収入済額で1,306万5,771円、85.05%の執行率でございました。歳入歳出差引残額39万8,000円でございます。

次に、137ページをごらんください。

平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入金6億4,161万9,834円、歳出金6億3,123万7,830円、歳入歳出差引残金1,038万2,004円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

平成23年度実質収支に関する調書、歳入総額6億4,161万9,834円、歳出総額6億3,123万7,830円、歳入歳出差引額1,038万2,004円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,038万2,004円、基金繰入額はございません。

めくっていただきまして、歳入に入ります。

款1.分担金及び負担金につきましては、75.63%の収入割合となっております。

次の使用料及び手数料につきましては97.54%。

次の国庫支出金から次のページの款9の町債までは、収入割合は100%でございます。

141ページをごらんください。歳入合計としまして、収入済額は6億4,161万9,834円でございます。収入割合としましては98.69%でございました。

歳出のほうへ入ります。公共下水道費としまして、執行率は99.02%。

それから、公債費につきましては99.59%。

予備費につきまして、支出はございませんでした。

歳出総額は、支出済額で6億3,123万7,830円、98.79%の執行率でございました。歳入歳出差引残額としまして1,038万2,004円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、実質収支比率ですけれども、これは昨年度も問題にさせていただきましたけれども、昨年度は16.7%と非常に高いので問題ではないかということ指摘したわけですが、23年度は8.9%と、若干下がってきたということです。この説明書の1ページの備考欄に「実質収支の割合です」という説明があるんですけれども、去年までは標準財政規模の3から5%が望ましいというような記述があったのが、これが削除されていると。この3から5%が望ましいというのは正しくない、そういうことでこれ抹消されたのかどうか。実質収支比率について何が望ましいのかという考え方というのは、どういう基準でどういう判断をしておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから2点目として地方交付税ですけれども、3月に補正を行って、それが最終かと思ったんですけれども、今回、さらにまた予算現額から調定額への変化があると、この最終決定はいつあったのか。地方交付税の、これは恐らく特別交付税だと思いますけれども、特別交付税の決定がいつ、どのように変わったのか、その理由は何かということをお伺いしたいと思います。

それから国保税のほうですけれども、平成23年度は税制改正によって20%近い国保税の値上げがあったわけですが、その結果、今、御報告がありましたように、余剰金として1億300万円の額があらわれてきていると、このことについてどのように認識しておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

まず、1つ目の質問で決算説明書の1ページの主な財政分析指標の備考欄の説明書きについて、実質収支比率の備考欄の説明書きが昨年より一部削除されているのはなぜかという御質問でございますが、御指摘のように、昨年度の決算説明書では「実質収支比率は、標準財政規模の3%から5%が望ましい」というふうに記述させていただいたところでございます。こういった説明書きの部分は、財政関連の学術書であります、具体的にはぎょうせいが出しております「地方財政小辞典」、第五訂版でございますが、平成14年8月に改訂されておるものから引用しておりました。しかし、平成23年6月に第六訂版が発刊されております。その中身について、実質収支比率については用語解説自体の記述が削除されております。そのほかにも、経常収支比率とか起債制限比率等についても一部説明書きを削除させていただいたわけでございます。

このように、この小辞典が改訂された背景には、平成14年当時からは地方財政をめぐ

る状況が大きく変化していると。14年当時は、三位一体改革の集大成として国から地方へ3兆円の税源移譲が行われたこととか、また地方公共団体の財政健全化法が成立して、平成19年度から健全化法に基づく指標の公表が義務づけられたことは御承知のことと思いますが、このように地方の財政を取り巻く環境というのは大きく改革がされてきました。このような背景で、この説明書きの一部が時代にそぐわないということから削除させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、この第六訂版が発行されたのが平成23年6月で、私どもはこれを昨年度の決算認定が終了してから購入させていただいております。昨年はそのまま行ったんでございますが、今年度からは一部削除しての説明とさせていただいておりますことをあわせて御理解いただきたいと思います。

2番目の地方交付税、最終決定はいつかということでございますが、確かに御指摘のように、普通交付税については決定額を財源補正しておりますが、特別交付税については予算額に対して7,231万2,000円の増となっております。これは最終の交付決定は、3月23日付で最終交付額が8,945万3,000円の交付を受けておりますので、こういった現象が出たということで御理解を賜りたいと思います。

（「交付税の理由は」と9番議員の声あり）

○経営戦略課長（荒川 浩君）

交付税は、御存じのように、私ども4,000万、当初予定をしておったわけですが、といたしますのも、地財計画で特別交付税については、今まで普通交付税との構成は、普通交付税94%、特別交付税6%の交付というふうな構成になっておったわけですが、それを普通交付税へシフトしようということで、1%ずつ特別交付税の交付を段階的に減らしていくという措置が平成23年度の地財計画に掲げられておりました。

そういったことを踏まえて低く見積もっておったわけでございますが、御存じのように、特別交付税というのは一定のルールにより交付される部分と、その地域の特徴的な部分を勘案する特殊財政需要というのが合わせて配分されるわけでございます。当町としては、その特殊財政需要に上げさせていただいたのは、主に光ケーブル事業、そしてやすらぎ苑の負担金など特殊的なものを上げさせていただきました。その事業内容で国で調整されて交付されてきております。以上です。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、森島議員の御質問にお答えさせていただきます。

税を20%上げたから1億300万円の繰越金というお話でございますが、平成23年度の国保会計の歳入決算額は9億608万86円と、歳出決算額は8億296万5,230円ということはきょうの決算書で御承知かと思ひまして、御指摘のとおり、1億311万9,856円という

のが実質収支だということは承知をしております。しかしながら、その主な要因というのは、国庫療養給付金が1,453万円の増、退職被療養費が730万円の増、国保税も確かに900万円の増でございました。県調整交付金が370万円の減で、結果として歳入が2,788万1,000円ふえまして、これだけでは1億300万円にならないわけでございまして、歳出において保険給付費が6,984万3,000円の減と予備費の300万円の減ということで、7,523万円の減額というようなことでありまして、収入がふえて支出が減ったことによって、その1億311万9,856円の繰り越しが出たというふうに、国保税が多額になったから1億円の繰越金が出たというよりも、被保険者の方々が医療費が余りかからなかったということが最大の要因であるというふうに税務当局では承知をしております。

税を下げたいというのは誰しも同じかと思いますが、国保制度の維持がなければ医療を受けたい方が医療を受けられないという事態になります。今後とも、制度維持に努めて、徴収に努力していきたいと思っておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳細についてはまた委員会のほうでお伺いしたいと思いますけれども、基本的な考え方として、国保税、今の話だと税金を上げたから、税収がふえたから黒字になったのではないというようなふうに今聞こえたんですけれども、この税収も当然ふえているわけですね。当然、これは税収もふえているから全体として収入がふえているわけですから、これが20%の引き上げというのは結果的には必要なかったのではないかというふうに思うわけですが、今の説明ですと医者にかからなかったから歳出が少なかったとかというような話もありましたけれども、医者にかからないということは、これは被保険者の努力の結果だし、それから税金を払うのも被保険者の御負担をお願いするものだ。結局、被保険者の負担をふやして、そして使わなかったから、だから金が余ったということじゃないですか。そういうことについて反省すべきところは何もないと、20%もの大幅な値上げというのは適当だったというふうにおっしゃるのかどうかということを確認しておきたいと思っております。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

国保税を上げましたときに国保運営協議会でもお話したとおり、国保税というのは社会保障制度でございまして、確かに名は税ということでございますが、目の前の医療費をいかに補うかということが、大前提はやはり被保険者であろうかと思っております。

それで、先ほどから森島議員、世間的には黒字であるかどうかという御指摘でござい

ますが、療養給付費、保険給付費がいかに伸びていくかというのは大変予測不能なことでございまして、非常にまた不安定要因が多く出てくるということでございまして、たとえ1億300万円の繰越金があっても24年度の国保会計というのは予断を許さない状況になっておるのじゃないかというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第61号から議第65号までについては、8人の委員で構成する平成23年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第61号から議第65号までについては、8人の委員で構成する平成23年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成23年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、平成23年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

平成23年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成23年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は浅野常夫君、副委員長は浅野利通君です。

これで報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第14、発議第1号 新たな原発再稼働に関して国の慎重な対応と、大飯原発の再停止を求める意見書についてを議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○6番（田中政治君）

発案書。

発議第1号 新たな原発再稼働に関して国の慎重な対応と、大飯原発の再停止を求める意見書。

新たな原発再稼働に関して国の慎重な対応と、大飯原発の再停止を求める意見書を次のとおり発案する。平成24年9月5日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 森島光明、同じく森島正司、同じく浅野利通。輪之内町議会議員 北島登様。

新たな原発再稼働に関して国の慎重な対応と、大飯原発の再停止を求める意見書。

2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国家の根底を揺るがしかねない未曾有の被害をもたらした。今回の事故を教訓に、二度と原子力災害を繰り返してならないのは国民の総意である。

しかし、政府は、原子力発電所の稼働停止状態が継続した場合、今夏、電力不足に陥る可能性があるとして、いまだ福島第一原子力発電所事故の原因及び実態が正確に究明されていないにもかかわらず、科学的根拠に乏しい「暫定的な安全基準」による政治判断で、関西電力大飯発電所3号機及び4号機の再稼働を決定した。

ところが、今夏の実績は猛暑が続いたにもかかわらず、関西電力管内における今夏の最大ピーク時における使用電力量は、8月3日14時の2,681万キロワットで、そのときの供給力は2,999万キロワットと、318万キロワットもの供給余力があった。この時点の原子力発電量は236万キロワットで、結局大飯原発の再稼働は必要なかったことになる。

日本ではまだ原子炉の廃炉技術や核廃棄物の最終処分方法が確立していない。原子炉の廃炉には1基で少なくとも20年はかかり、核廃棄物は最初の1,000年間は厳重管理期

間、自然状態と同じになるには10万年かかるとも言われている。

仮に再稼働した原子炉が「暫定的な安全基準」に適合していたとしても、絶対安全ということはない。想定外の事態で原子炉が破壊し、放射能が放出されても、住民の生活に致命的な影響を与えることなく、早急に復旧できるようにならない限り、安全とは言えない。

以上のことから政府におかれては、新たな原発の再稼働に当たっては、将来の廃炉や核処理技術の確立を見据え慎重に対応されるとともに、大飯原発3・4号機についてはできる限り早急に停止されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成24年9月5日、岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣 野田佳彦様、総務大臣 川端達夫様、財務大臣 安住淳様、経済産業大臣 枝野幸男様、国土交通大臣 羽田雄一郎様、環境、原子力発電所事故収束・再発防止担当大臣 細野豪志様。

以上であります。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから発議第1号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 新たな原発再稼働に関して国の慎重な対応と、大飯原発の再停止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号から議第65号までについては、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月16日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（北島 登君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに参集をお願いします。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前10時32分 散会)

平成24年 9 月 5 日開会 第 3 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第10日目

平成24年 9 月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成24年第3回定例町議会付託事件）

日程第5 議第61号 平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第62号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第63号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第64号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成23年度決算特別委員会委員長報告

（平成24年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 福祉課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
住民課長	松井均	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成24年第3回定例輪之内町議会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第59号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第59号及び議第60号についての審査報告がありました。

次に平成23年度決算特別委員長から、議第61号から議第65号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

おはようございます。

トップバッターとして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、国保税の減免要綱の制定についてお尋ねいたします。

町長は、これまでたびたび担当職員は法に基づいて業務を執行しており、税金の滞納に対しては滞納処分だけでなく、減免なども適切に行っていると言っておられました。

しかし、これまでの決算書で見ると、滞納処分については着実に成果が上がっていることがわかりますが、減免については特に記載がなく、実態はわかりません。本当に減免制度が適切に運用されているのでしょうか。減免の実績について報告していただきたいと思います。

先日、ある人から相談を受けました。その人は昨年8月まで会社勤めでしたが、わけがあって自営業に転換されました。しかし、事業は思うように収益が上がらず、赤字経営が続いており、いまだに借金の返済もできておりません。にもかかわらず、今年7月20日付の国民健康保険税納税通知書では、基準総所得金額は181万6,800円と認定され、

国保税は45万1,500円となっております。その人がどのように確定申告をされたかわかりませんが、この基準総所得金額181万6,800円は昨年8月までの給与所得のみで、それ以後の事業所得は全くないということでもあります。

私は、このような場合は町税、国保税の減免制度があるから、役場で相談してはどうかとアドバイスいたしました。その人が役場へ行ったところ、担当者からは何とか納税してほしいと言われ、過去の蓄えや両親からの援助で支払っているということです。これが町長の言われる、担当職員の法に従った適切な業務処理の実態でしょうか。そして、この指示に従順に従って、親の支援を受けながら納税する町民が善良な納税者なんでしょうか。適切な減免制度の運用のためにも減免要綱などを整備すべきと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

続きまして、高過ぎる国保税の納期の細分化と軽減策についてお尋ねします。

平成23年度に大幅に引き上げられた輪之内町国民健康保険税、決算書から見ると、1人当たりの単純平均で対前年比21.5%もの大幅な引き上げでした。町民の所得が年々低下している中での増税であります。

被保険者1世帯当たりの基準総所得は、平成20年度は155万円であったのが平成24年には111万円へと3割近くも減少、この間の国保税は18万9,815円から20万3,942円に上がっています。所得に占める国保税の割合は、12.3%から18.3%にまでなってしまったのであります。この詳細につきましては、添付資料に表として掲げましたので御参照ください。先ほどの個別の例では基準総所得金額182万円で、25%というものであります。何と所得の4分の1が国保税に消えてしまう、その上に町・県民税などが上乗せされているのであります。

このような町民の税負担について、町長はどのように受けとめられているのでしょうか、町長の思いをお聞かせください。

現在、国保税の納期は年8回ですが、1回当たりの納税金額が多過ぎて払えないという声も何人かから聞いております。県下の状況を見てみると、42市町村中、13市町村が年12回になっております。当町も12回にしたらどうでしょうか。

医療費の高騰は、今後も当然あり得ることです。医療費が上がるといって国保税をさらに引き上げるというのは、もう限界であります。これ以上引き上げたら、税金を払えない人がふえ、町長が言われる国民皆保険制度が維持できなくなります。これ以上の国保税の上昇を抑制するためには国の補助金を増額することが大事でありますけれども、それと同時に、町独自として一般会計からの繰り入れをふやすことが大事だと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

続きまして、長良川河口堰の治水効果についてお伺いしたいと思います。

木野町長は、昨年度の長良川河口堰調査検討会委員として河口堰県民調査団に参加され、その後の河口堰調査検討会に参加されました。私も県民調査団に参加させていただ

き、検討会も傍聴させていただきました。

その中で説明されている河口堰による治水効果について、「平成16年10月の洪水では墨俣地点で2メートルの水位低下効果があった」などと強調されていますが、その具体的な根拠は何一つ明らかにされていません。すなわち、平成16年10月洪水では、墨俣地点の洪水流量8,000立米/S、そのときの水位が6.32メートルでありましたが、河口堰がなかった場合の長良川の水位は8.32メートルになっていたということでもあります。しかし、墨俣地点ではしゅんせつが行われておらず、河川断面積は変化していません。とすれば、洪水の流速がどのように速くなっているかということをお明らかにしなければならぬのであります。

私はこのことを何回も質問しているのですが、いまだに県や国交省の担当者からまともな回答が得られておりません。町長は、この治水効果について十分信頼できるものと考えておられるのでしょうか。信頼しておられるのであれば、その根拠、墨俣地点の6.32メートルと8.32メートルにおける河川断面積としゅんせつ前としゅんせつ後の流速及び水位流量曲線等を教えていただきたいと思えます。

また、疑問に思っておられるのであれば、河口堰調査検討会などに問題提起していただきたいと思えます。

今、長良川河口堰について開門調査の声が高まっております。2010年に名古屋市で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議では、生物多様性保全の「愛知ターゲット」が採択され、実効性のある緊急行動を起こすことが求められており、その中に長良川河口堰の開門調査を掲げています。

去る5月には市民団体から長良川河口堰調査検討会議長に対し、長良川の清流回復のために、「清流国体を機に河口堰開門調査の実施にかかる要請」が行われております。根拠の乏しい治水効果にしがみついて開門調査に反対するのではなく、清流長良川の回復のために努力していただきたいと思えます。町長の見解をお聞きいたします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えします。

何点か質問いただいておりますが、まず第1点目の国保税の減免要綱の制定をということについてであります。申すまでもなく、国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核を担っており、制度の仕組みとして、自営業者のほか、定年後の退職者や失業者も加入することとされておりますが、その結果、高齢者、低所得者が他の保険よりも多いという構造的な特徴がございます。そのため、現在、低所得者には均等割税額の7割、5割、2割軽減の制度があることも御案内のとおりであります。

また、非自発的による失業等により所得が激減した方については、特例の措置として

給与所得を30%にして計算するという軽減措置もございます。

先ほど減免の実績についてのお尋ねがございましたが、国民健康保険税の減免については、平成23年度分については、先ほどお話しした非自発的失業者の減免については18件、158万8,100円の減免額となっております。

先ほどの御質問、個別の案件でありますので、一般論としてお話をさせていただきます。

国民健康保険税は、世帯単位で課税をされますが、窓口ではその世帯の担税能力、生活の実態の把握に努め、慎重かつ丁寧に事情を聞き取り、資格審査の住民課とも密接に、そして的確に連絡を取り合い、納付の相談や納付指導をしておるところでございます。

なお、お尋ねのありました減免要綱についてであります。国民健康保険税の減免につきましても、従来の考え方を成文化するという必要性を認めましたので、減免要綱を9月3日施行で運用を開始しておりますので、御承知おきをいただきたいと思っております。

第2点目の、高過ぎる国保税と納期細分化と軽減策についてであります。

国民健康保険の医療費の財源は、特定財源である国費、県費、一般会計からの繰入金などを除いた部分を保険税で賄うこととなります。したがって、制度の当然の仕組みでありますけれども、医療費が伸びれば保険税も必然的に伸びる仕組みになっております。全国的に見ましても、医療費は毎年着実に伸びているということでもありますので、ほとんどの市町村の国民健康保険の財政運営は大変厳しいものがあって、当町におきましても同様の状況であります。

また、国民健康保険は他の保険と比較して、先ほど申しましたように、被保険者の構成年齢が比較的高いこともあって1人当たりの医療費が多額となり、また所得水準が低いなどの構造的な問題を抱えていることから、さらに景気が低迷し、所得の増加が見込めないような現在の経済状況のもとでは、当然のことながら、保険税の収入増もなかなか見込めない状況になっております。

平成23年度は、それまでのトレンドから見ても医療費の大幅な伸びが見込まれたことから、やむを得ず税率を改正させていただきました。なお、その後の医療費の動向により、平成24年度については、繰越金を充てることにより税率を据え置くことといたしております。毎年、医療費が伸び続けることが予測され、今後の財政運営につきましても、楽観視はできないと考えております。

お尋ねのありました納付期限についてでありますけれども、西濃6町の状況を見ておりますと、8回よりも多い納期を設定しているのが垂井町と関ヶ原町、8回としているのがほかの4町であります。

いろいろ考え方はあろうかと思いますが、納期回数の多いことが負担の軽減につながる、納付率の向上につながるということもあるかと思いますが、調査をいたしましたところ、6町村の平成23年度における国民健康保険税の納付率調査では、必ずしも納期の

多い町村の納付率が傾向として高いわけではないということがわかりました。納期をふやすことのメリットだけでなく、デメリットも考慮した結果、当町においては、現状の8回のそのまままでいきたいと考えております。

また、国民健康保険税を引き下げるためには一般会計から繰り入れるという、そういうお尋ねというか御意見でございますが、これは以前から申し上げておりますが、一般会計から繰り入れることは、国民健康保険の被保険者以外の方、具体的には、これは被用者保険の加入者への、結果として二重の負担を強いることになってしまいますので、それについては困難であると考えております。

次に、第3点目の長良川河口堰の治水効果の信憑性についてお尋ねがありました。お答えいたします。

御質問の中でございましたけれども、昨年度、長良川河口堰調査検討会の委員として参加をさせていただきました。その際には、長良川における洪水対策として流下能力を確保するため、河道掘削を行っている旨の説明があり、昭和51年洪水と平成16年洪水の雨量と流量の比較が提示されました。

また、水位低下効果として、しゅんせつ前後、それぞれの河道条件を踏まえて、平成16年洪水と同じ流量が流れたと仮定した場合のピーク水位を水理計算により算出し、比較した結果、それと平成16年洪水時の流速が示されたのであります。

いろいろな考え方があるのかもしれませんが、私としては、これらの関係機関がそれぞれの調査方法で得た数値を検討会という公の場で発表されたわけですので、十分信頼に足るものと理解をしております。

また、長良川河口堰の開門調査を行うことにつきましても、その制約要因として、塩害の防止でありますとか、利水対策の問題の解決が必要となります。

長良川河口堰をめぐる問題については、以前から、いろいろな御意見がいろいろな場所で開陳されております。今後、どのように進めていくかについては、関係しております岐阜県、三重県、あるいは河口堰にかかわっていらっしゃる人々等、数多くの御意見を踏まえながら、地道に判断していくことが重要だと考えます。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

最初に国保の現状をお伺いしたいんですけれども、前年度の所得よりも大幅に所得が低下した場合、こういう場合は減免の対象になる。今、18件で158万8,100円の実績があるということだそうですけれども、これは申請によってなされたのか、どういうふうなのか。

今のそれ以前は、平成23年度は18件ございましたけれども、21年、22年、過去はどう

だったのか。実際にそれがあつたのかどうかということも、明らかにしていただきたいと思ひます。

それと、181万6,800円の前年度の給与所得がなくなつてしまつている、それなのに、今年度、それだけの所得があつたものとみなして課税され、45万1,500円の国保税が課せられている、こういう実態について、これは減免の対象になるのかならぬのかということをお伺ひしたい。

それから、先ほど税の負担能力というのを世帯単位で考えておると言われましたけれども、当然この人の場合でも、両親からの援助というのは同世帯ではないんです、世帯は別なんです。先ほど町長の言われた世帯単位で負担能力があるかどうか、これは当初から、この税の算定の時点で、そのことは既に算定済みではないのか。前年所得の181万6,800円というのは、本人だけでなく世帯全体の所得を言つていふわけですが、この所得がゼロになつていふんだと。で、別世帯の両親から援助をしていふ、こういったことをどのように思われるか、これを明確にしたい。そういうことを町民に強制するかどうか。別世帯の両親から、あるいは親族から、関係者から援助を受けて税金を払ふと、そういうふうなことを言われるかどうか、それを明確に答えていただきたいと思ひます。

それと、2番目のほうで表をつけてお示ししましたけれども、平成20年度の1世帯当たりの平均所得というのは155万26円であります。それが平成24年度では111万4,418円、1世帯平均、このように3割近く所得が少なくなつていふ。それにもかかわらず、国保財政が厳しいからといつてどんどん税金を上げていふ。先ほど言つたように、所得の25%もの税金が国保税になつてしまつていふ、こういうことについて町長はどう思われるのか。

そして、今後、この25%を、所得に対する比率を25%から30%、40%にまで上げるとなるかどうか、その辺のところを明確にお答え願ひたい。

今の税金の課税の仕方というのは、所得割と均等割の2号として、子供が多ければ多いほど、1世帯当たり、幾ら所得がなくても、軽減措置はあるものの非常に高いものになつていふ、こういうシステムというものも考えなければならぬんじゃないか。少子・高齢化と言われておるときに、子供がいていふほど苦しい思ひをする、これでは少子・高齢化対策にもならない。そういうことも含めて、今後の国保税のあり方について見解をお伺ひしたいと思ひます。

それから納期につきまして、もちろん納期の回数をふやすことによつて被保険者の負担が軽くなるわけではありませぬ。しかし、決まつた定期的な収入のある人はいいですけども、いつときに5万、6万といふお金を払ふといふのは非常に大変だと。今、滞納者の方には分納の相談にも応じていふこととあります。滞納者には分納が認められるけれども、そうでない人には8カ月で払ふと、これもちよつと大変なことだと。

所得の低い方に、1回当たり5万円や6万円という税金を払えというのはちょっと厳しいのではないかと。これは気休めかもしれませんが、回数をふやして12回にするというのも一つの方法ではないかというふうに思うのであります。そのことのお考えをもう少しお聞かせ願いたい。

それから一般会計からの繰り入れですけれども、先ほども言いましたように、現在の一般会計からの繰り入れをしなかったとしたら、現状維持であれば、被保険者から税金をいただくより仕方がない。高額所得者に対しては最高限度額で、幾ら税率を上げても頭打ちになっています。結局、中間所得層、あるいは低所得者よりの負担で医療費の増嵩分を賄っているんじゃないか。高額所得者から賄うのではなくて、中・低所得者からそれを補填しなければならない、こういう制度は、やはり問題がある。

今、県下の自治体において一般会計から繰り入れている自治体というのはたくさんあります。岐阜市などは15億3,200万円を一般会計から国保会計へ入れる、1人当たりになると1万2,000円、一般会計から入れる。

輪之内町の場合は、先ほどの決算委員会でお聞きしましたけれども、福祉医療の関係で乳幼児医療費の関係の費用として、これは21年度の実績ですけれども、750万、これは1人当たり2,970円であります。これを県下平均にすると5,400円やっておるわけですから、まだまだ輪之内町の一般会計からの負担というのは県下の状況から見てもおくられている、もっと一般会計から繰り入れてもらう。

先ほど町長は、被保険者以外の方には二重負担になると言われましたけれども、先ほども言いましたように、町長も言われましたけれども、国保の特性として低所得者、高齢者が多い、こういう状況の中で被保険者だけに負担がふえるというのは、これはいかなものか。

もともこの高齢者も現役時代には納税しており、そして今になって医者にかかる、そういった方が国保に入っておる。ですから、もっとほかの市町村と同じように、一般会計からの繰り入れをもっとふやしていただきたいというふうに思いますけれども、改めてその辺のところの考え方を伺いたいと思います。

それから河口堰の問題につきまして、関係機関が公の場で発表したものだから信頼すると、まさにこれは福島原発の安全神話そのものではないかと思えます。公の機関が発表しているから安心なんだと、安全神話そのものである。やはり河口堰調査検討会にメンバーとして参加しておられた町長のスタンスとしては、やっぱりみずからの頭で考えていただき、そして本当にそれが正しいのかどうか、根拠があることなのかどうかといったことをチェックしない限り、一体何のための調査検討会なのか。町長は、そこへ公費を使って参加しておられる。ただ、関係機関が言っているからそれを信頼する、それでは調査検討会の意味が全くないではないか、そのことを町長はどう思われるか。

今、長良川河口堰について、先ほども言いましたけれども、さまざまな角度からいろ

んな意見が出ている。そういった意見を真摯に聞きながら、そして本当に河口堰が必要なのかどうか。必要ないのであれば開門調査をして環境保全に努める、そういったことも必要ではないか、そういうふうに思うわけですけれども、町長の調査検討会に参加された、今も参加されているかどうかわかりませんが、町長はどのようなスタンスで検討会に臨んでおられたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。大変国保税についてたくさん御質問いただきましたので、整理しながらお答えをしていきたいと思います。

まず、国保の減免について、過去3年間はどうであったかというところ、平成21年は該当がございませんでした。22年につきましては11件、64万400円、23年度は、先ほど答弁しましたように、18件、158万8,100円ということでございまして、現年でございまずので申請に基づきまして行っております。

2点目の、この本日の御質問の中にある方につきまして、181万円の所得があった方がなくなって、この方について減免の対象になるのかどうかという御質問、この件に関しましては、所得が激減したかどうかというお話をまず聞かなければならない。なぜかと申しますと、いきなり国保税の減免というのは、一応あり得ないわけございまして、減免というのは、税金が減額されればといたら、他の納税者との公平を保つために慎重に手順を踏んで手続きをしていかなければならないということでございまして、そのためには、まず納税相談を実施して、生活の実態をお聞きし、分納ができないかをお聞きして、その後、所得が激減した事情をお聞きし、利用し得る資産、例えば多額の預金等がないか、いろんなことを調査して減免に至るわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

所得が激変すれば、明くる年には国保税はかなり落ちるのではないかというふうに思っています。

3点目の、同じ世帯に住む親が世帯の負担能力を判定して国保税を算定するなら、なぜ親が払わないかのかということございしますが、地方税法においては第三者納付という制度ございまして、税が苦しい場合、第三者が払ってもいいという制度ございまずますので、親が苦しいから払ってやろうというのもあながち間違ったことではございまずせん。ただ、課税標準は、確かにその方で出ておりますので、うちでは確かに苦しいかと思いますが、先ほど来申しましたように、余力があるかどうかということ判定しなければならぬということございまず。

また、4点目に御質問された、所得が少ないのに税金を上げていくのかと、25%の国保税について、それでいいのかというような御質問であったと思います。この御質問の

基準総所得額181万6,800円ということに関連かと、昨年8月まで会社勤めであったというふうですので、給与所得の給料表を見ますと、この方は収入が330万ほどあったのではないかと。その方が8月に国保に入られて、大変な税と言われますが、基準所得額が181万でございまして、所得額としてはもっと上にあります。また、本税につきましては、御承知のように社会保障費ということでございますので、どうしても税を悪者にされますが、税は基本的には公共サービスの財源でございまして、それを忘れないようにしていただきたいと思っております。そして国保税は特別会計でございまして、入ってきたお金は、国保の加入者、皆さん方に使う目的税でもございますので、何とぞ御理解のほうをいただきたいと思っております。

また、子供が多いほどたくさん均等割で払わなければならないということでもございますが、まさに均等割という制度はそういった制度でございまして、またこれも御理解をいただきたいというふうに思っております。

納期の回数をふやすことについて、所得が少ない世帯は少ないので納期をふやしてくださいという御質問かと思っておりますが、輪之内町は年8回、国保税をいただいておりますのでございまして、そうしますと、4月、6月、2月、3月が国保税の請求がないわけですね。一つ例をとりますと、4月には固定資産税、軽自動車税というのがありまして、大体年間、月2つずつぐらいの税目で年間のバランスをとっておりますので、これを国保税を毎月、12回いただくとなると、それこそいろんな税がある方については、重税感が発生するのではないかというようなことも思っております。

それから、中間所得者ばかりにしわ寄せして、高所得者に対してはどうだということで、一般会計からの繰り入れをもっとふやしたらどうかということでございまして、特別会計というのはその中におる者が自分たちでやっていくというのが趣旨でございまして、また高所得者、例えば昨年、限度額は77万の上限となって、高所得者も負担をしておるとございまして、医療給付を受けようとする者は、ひとしく医者にかかれば同じ給付を受けられる、低所得者でも高所得者と同じような負担を受けるということでございまして御理解を得たいと思っております。

国保税については歳入と歳出は連動しておりますので、何とぞ健診等にかかれて、医療費がかからないようにしていただければ負担も軽く済むのではないかとございまして。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

長良川河口堰の件についての再度のお尋ねであります。

十分信頼すべきでないチェック機能がしていないのではないかと指摘ですが、私の立場として、河川行政全体を今こそネットワーク化し、育てていく、そして私どもの

関係を整理して等々、関係があるわけです。この件に関してどうかと言われると、私は自分で独自に調査した資料を持ち合わせておりませんが、その意味においては、調査結果は、その公平なものとして受け取ることが考え方の出発点にはなるだろうと思っています。

河川行政全体について、いろんなどころでいろんな関係する方のお話を聞かせていただいておりますけれども、私のほう、いろいろな見方、主観的な見方かもしれませんが、何かをねじ曲げてはいないと思っておりますが、そういうスタンスでございます。

それから、これは先ほども申しましたけれども、いろんな意見が、河口堰をつくる、つくらないという以前まで含めての議論なので、それを全て提案させていただき、そのこと自体なかなか難しいわけですが、議論を前提にしていくんだという真摯な議論は当然必要だと思います。そういうところも含めて関係者の中で議論されるのが大切かというふうに思っています。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

国保税については、町長は再答弁はおっしゃいませんでした。税務課長は、役場の職員として忠実にやっている。町長は、この行政をどのようにしていこうかということを考える立場、不公平な点があればそれを直していく、そういう立場のはずであります。そういった意味で、私は町長の、輪之内町民が苦しんでおる、こういう思いを町長としてどう思っておるのか、心が痛まないのか。以前、差し押さえのときにもお聞きしましたけれども、心が痛まないはずがないというふうに言われました。であるなら、もっと心を痛めて、本当に苦しい人たち、貧しい人たちの立場に立った制度に変えていってほしい。それができるのは町長で、職員ではできません。そういった意味で町長の見解をお伺いしている、何も答えがなかったのは非常に残念であります。

それから河口堰につきましても、国民の世論が大きく分かれていると思います。公の立場で参加しておりながら、そしてその中で一方的に行政の立場に立って、住民の声を聞くのではなく、行政側の立場に立って、それを信頼するしかない、自分では調査もしていない。調査もしていないんだったら、検討会は自粛すべきだ。やはり任務を与えられた以上、責任を持ってやっていただきたい。その辺、非常に残念に思います。

今、治水効果について、いろいろと私も木曾川上流のほうへ行ってお聞きしているんですけれども、まともな回答が返ってこない、こういった実態があるわけです。それなのに、治水が効果があるからなどといって河口堰を延々と運営していこうとする。町長は、清流国体で清流、清流と盛んに言われるけれども、実際にやっておられることは逆行しているのではないか。そういったことから、もっと住民の立場に立って行政を進

めていただきたい、そのように思います。

何か言うことがあったらお伺いします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

先ほどの国保の件、それから長良川河口堰、これについていろいろと御意見をいただきました。直接的ではないものもありますが、国保の関係ですけれども、それについて少しだけ考え方を述べさせていただきたいと思います。

国保につきまして、税をいただくということではありますが、一生懸命納付いただいていることに感謝し、やはり適切な国保全体のバランスをとるためにできることは、粛々と行い実施するということが大事なことであります。

そして、確かに年々医療費がふえております。小さい規模の団体が見込みを立てるのは大変難しい、そのように考えております。しかし、できることは実施する。

いずれにしても、これは言わずもがなの話でありますけれども、これは国保税という形で取っておりますけれども、基準を見ていただきますと、税でも料でも、どちらでも選択ができる。国保の性格からすると、これは本来というか、趣旨的には保険料的な性格が非常に多うございます。保険料は何かといいますと、それは義務と税の公平負担の関係が、より明らかな形で運営されている組織であるということ。そのところも含めて、ちょっと国保に対する認識をもう一度共通理解を深めていけたらなあと思っております。

それと、そういう意味でありますから、ある意味何かを全体で支払うという内容から、観点からいえば、極端な言い方をすればそういうことであります。小規模団体での保険料等の地方公共団体での被保険者に対する、そういった団体での保険料の算定のためには、今後も保険者のみならず、保険者のあり方も含めて整理をしてやっていきたい、被保険者の理解を求めながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、長良川河口堰の関係でありますけれども、盲目的に何かを受け入れているというふうに理解されたとすれば非常に残念な話です。私としては、自分の与えられた職責の範囲内において、どうあるべきかというものを考えながら、結果、総合的にはどうか。私ども、行政機関の一つであります。そのところをどの部分で何を言うかということ、やはり大変角張った言い方をするつもりはありませんけど、私どもも私どもなりに考えて、その方向性の中で公表していけたらと思っております。以上です。

○議長（北島 登君）

次に、2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので、発言させていただきます。

自然エネルギーについて。

東日本大震災以来、原子力発電が問題になっております。原子力にかわるエネルギーに目が向いております。

大野町では、昨年12月に全6小学校に太陽光発電が設置されました。あわせて蓄電池も設置され、発電した電気を非常用電源として蓄え、災害時の避難所としての機能も強化されたそうです。発電状況はモニターで確認でき、児童の環境学習やエネルギー教育に役立てるとのことです。規模はわかりませんが、各校の4割を賄っているとのこと。

二酸化炭素の削減、自然に優しいエネルギー、太陽光を利用してはどうか。当町は揖斐・長良の両河川に挟まれた輪中地帯であり、災害が発生したら孤立する可能性があります。安心・安全なまちづくりのためにも、輪之内町も学校や公の施設に太陽光発電を取り入れたらどうでしょうか。町長の見解をお聞かせください。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野常夫議員の御質問にお答えをいたします。

自然エネルギーについて学校や公共施設に太陽光発電を取り入れたらどうか、そういう御質問だったと思います。

議員御指摘のように、東京電力の福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の大変な事故以来、原子力発電のあり方、また我が国における今後のエネルギー政策についてさまざまな議論が交わされていることは御承知のとおりであります。

その一端として、政府は、過日行われた討論型世論調査などの結果について、政府の有識者会議が「少なくとも過半の国民は、原発に依存しない社会の実現を望んでいる」という総括案をまとめ、これを踏まえて、政府はエネルギー政策の基本方針を近く決定する旨の報道がなされておるところであります。

その根拠は、2030年の原発比率に関する「0%」「15%」「20~25%」の3つの選択肢のうち、討論型やマスコミ各社の世論調査で0%と15%を選んだ割合を合計すれば7割から8割に達する、このことから脱原発依存が過半という総括案の根拠としたと言われています。しかし、一方では、0%以外を選んだ比率も合計すると5割から7割になる、一定程度は原発が必要と考える人も相当に多いんだと。

政府は意識調査の結果を過大評価せずに、一定の原発利用を続けていく現実的なエネルギー政策を推進すべきである。あわせて、これからどういう経済社会を築いていくのか、そのグランドデザインも示さないままに脱原発依存に誘導するのなら無責任ではないか、そんな議論もあるわけであります。結論づけるには相当な時間を要することになるかと思えます。先に結論をつけるとすれば、かなり割り切りが必要だということと

思います。

いずれにしても、今後のエネルギー政策について、我々自身も国民の一人として議論に主体的に参加していくことが必要であろうと、こんなふうに考えております。

さて、議員の御質問の、学校や公共施設に太陽光発電を取り入れたらどうかというお尋ねですが、非常に着眼点というか、我々と方向が一致しているかなと思ながらこの質問を見ておりましたけれども、実は今年の夏に公共施設における太陽光エネルギーの導入について関係職員に、どういう方向性を持ったらいいか、何ができるのかということの調査・研究を指示したところでございます。まだまだラフスケッチ段階でございますが、提案を具体的な形で示すまでには至っていないわけですが、早急にこの点については事務事業として、そして進捗を図ってまいりたいというふうに思います。

そして議員御指摘のように、学校施設や公共施設というのは災害時には避難所として使用するという事、その際に、災害でありますから停電ということも当然考えられるわけですが、そのときには太陽光発電機能というのは、ある種有効な電源となり得る可能性がある。また、環境教育の拠点として機能させることによって生きた教材として非常に有効であるとの考え方、これについては浅野議員と意見を同じくしているわけでありませう。

ですから、先ほど申し上げたときに、一つは財源との絡みもございますが、今後は太陽光エネルギーの導入に向けて、売電制度と関連づけた財源、経費のシミュレーション、太陽光発電設備の国の補助制度や、ある種の建物構造に係る荷重計算など具体的に解決すべき課題がありますので、そういったものをさらに精査を進めてまいりたいと。結論からいくと、導入に向けて前向きに取り組んでいく方向性を我々は持っているということだけは申し上げておきたいと思ひます。

それと売電制度と関連づけたと申しましたが、今はかなり電力会社の自然エネルギーの購入価格というものがかなり政策の動向として高目に設定されている、これがいつまで続くのか、続かないのか、また続けるための努力を推進、そういったことも含めて我々のなし得るものを総合的に考えながら、この事業に取り組んでまいることを検討したいと考えております。

以上で、浅野常夫議員に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長(北島 登君)

2番 浅野常夫君。

○2番(浅野常夫君)

答弁をいただきました。

これから取り組んで頑張っていくと、こうした答弁でしたが、お金ももちろんかかることから、今すぐということは難しいと考えます。実施に向けての計画を立てるという

ことは難しいでしょう。これからという、何年、何年後とのタイミングというのは、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

はい、期待を込めた御質問いただきました。それも含めて、今、調査・研究を検討中ですが、ここで申し上げたという意味を御理解いただければ、そんなに長い期間でやることを想定して予算の時期等おおむね考慮して検討していきたいと思います。

（2番議員挙手）

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

早く実現に向けて、安心して安全なまちづくりにつながっていきますよう、今後とも期待をしながら終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北島 登君）

次に、1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

引き続き質問をさせていただきます。

輪中堤を活用したまちおこしについて、これは質問というよりも提案でございます。

南波区から榆俣北部区の輪中堤には立派に成長した桜の木が連なり、近年、本戸区近辺ではアジサイが植樹され、「あじさいロード」ができ上がり、「あじさいまつり」も年々盛況に開催されております。そして、輪中堤からは美しい田園風景が見渡せ、四季を通じて楽しむことができます。また、絶滅危惧種に指定されていますカワバタモロコの生息が確認され、カワバタモロコ保護条例も制定されました。

このような良好な自然環境を活用しない手はないのではないのでしょうか。私は輪之内町において他県、他町から誘客できる観光資源は、唯一輪中堤であると思っています。

今現在、全国的に健康、ウォーキングブームであり、バス会社が主催するウォーキングツアーの催行率は、100%に近いものがあります。春は「輪中堤桜のトンネルウォーク」、初夏には「新緑の輪中堤ウォーク」「輪中堤あじさいロードウォーク」、初秋は「黄金色に輝く輪中堤田園ウォーク」、秋には「紅葉の輪中堤ウォーク」などと銘打ち、観光誘客活動を展開してはいかがでしょうか。

もちろん、それには施設の新設、整備が必要になります。例えば、観光バスも利用できるような駐車場、トイレを備えた休憩所、軽食飲料や輪之内スイーツを食することができるレストランか喫茶、輪之内米や地場野菜、輪之内スイーツなどの物販施設、輪之

内町の文化・歴史・民俗等を紹介する資料館施設などがあります。これらを併合した地場産業センター的な観光情報発信基地の整備を検討していただきたい。

第5次総合計画では観光の主要施策として、「観光資源の発掘、集客力の強化」があります。今後の方向性には、農業及びイベントとの連携、新たな販売ルートの開拓を進めますとあります。ぜひとも、動向調査、研究等をしていただき、既存のイベント、農協や民間等と連携し、年次計画を立てて、できることから進めていただきたいと御提案を申し上げます。町長の見解をお尋ねいたします。以上です。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員の御質問にお答えいたします。

輪中堤を活用したまちおこしについて、地場産業センター的な観光情報発信基地の整備の検討について貴重な御意見、御提言をいただきました。

議員御指摘のように、輪中堤は当町にとって観光資源になり得る要素を多分に具備しておることは私も意を同じくしておるところであります。第5次総合計画でも観光という分野において、主要施策として「観光資源の発掘、集客力の強化」を掲げておることは御案内のとおりであります。今後の方向性としては、農業及びイベントとの連携、さらには、新たな販売ルートの開拓を進めると掲げております。

さて、御提案の輪中堤における地場産業センター的な観光情報発信基地の整備についてであります。第5次総合計画の中には具体的な事業計画としては掲げてございません。

参考までに申し上げますと、第5次総合計画策定当時の審議会でも、地場産業センター的なものとは少々性格を異にしておりますが、道の駅構想について種々御検討いただいたところでもあります。その設備投資額や維持管理経費及びその採算性に一定のめどが立つかどうかといったことを御検討いただき、いずれが事業主体になるにせよ、非常に厳しい経営になる見込みであることから、計画に取り入れることを見送った経緯がございます。

したがって、議員から御提案いただきました地場産業センター的な施設の設置については、このときの議論を超える新しい切り口での議論が必要になってくるものと、こんなふう考えております。

当町としても、昨年度から観光資源の発掘などに重点を置いて各種事業を進めております。その発掘した原石を磨き上げ、輪之内町の宝にしていかなければならない。ただ、これは行政機関だけで取り組む課題でもないこと、それは先ほど来から議員にも御理解いただいているところだと思えます。やはり地元住民の皆さんの御理解と御協力、さらには町民全体が輪中堤を起爆剤に、観光という分野を通じて地域の活性化を図るという

同一方向性を有せずしてはなし得ないというふうに思っております。

現在、輪中堤付近においては、桜の季節、アジサイの季節には、地元の皆さんの熱意において他の地域からの来客も増加しており、あじさいまつり等々の新しいにぎわいの創出も官民一体となって努力をしております。その結果、新しいにぎわいの創出におきまして、兆しが見えております。

今後の観光を目玉とした事業展開について、先ほど御提案があったものも含めて、その設備投資額、維持管理経費、その採算性というものがまずは考えられるものですが、いずれにしても、ハード・ソフト両面のアプローチをどのように積み立てていくかということが非常に重要なこととなっております。

観光として持続的に何かを成功させていこうとするならば、観光産業の関係者、これから観光産業の担い手になり得る方も含めて、そういう関係の方々、それから先ほども御提案がありました、輪之内は基幹産業の一つとして農業があるわけでありますから、その農業関係の関係者、それから産業界、そして、今、輪之内スイーツという形でいろんなことで展開しておりますので、そういったことと兼ね合わせながら、それぞれ意味を含めてでありますけれども、それぞれの果たしていく役割というのが、やっぱり合意に達すると、相互理解をしないとなかなかうまくいきません。

今までそういういろんな施設をつくる際に、つくるまでの熱意、意欲というのは結集しやすいんですけども、その後の維持ということになりますと、なかなか難しい課題を抱えてしまって、なかなかそのような、運営がうまくいかない例が散見されておりますが、そうならないように、事前に関係者の協力を十分取りつけていくということが必要であろうかと思えます。

ただ、全部が全部、きちっと100%合意しなきゃ前へ進めないという性格のものじゃないですし、動きながら考えていくというのも当然あるわけでありますから、進める上においては、試験的にでも取り組むこと。ただ、私としては、行政とその他関係する方の相互理解を深めて、できることから一歩踏み出すということが必要なんじゃないかなと思っておりますので、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

(1 番議員挙手)

○議長（北島 登君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

今、町長のお話の中で、立ち上げまでは行ったとしても、その後の運営を指摘するお話がございました。

今、輪之内町の五次総の中でうたっています内容につきましてはいろいろ行われています。観光輪之内のホームページをつくったもの、ウォーキングマップをつくったもの、実際にスイーツにつきましても、イベントPRを通じてのブランド化されようとしてい

る。しかし、新規イベントでの、今の輪之内をPRする材料的には、ちょっとという感があるのかなと思います。

それと交通アクセスも、安八のスマートインターができれば、また、ますます便利になろうと思っけていますけれども、ということが考えられます。

それから、特産品の販売などを通じて成果が得られなければ全く意味がない、ただの自己満足で終わってしまう懸念があるというふうに思います。今後としては、いかにしてこの認知度を高めていく、この特産品の販路を拡大していく、観光客をいかに誘致していくか。

それから、地産地消ということではいろいろ言われますが、こういった場をどうしてつくっていくか、このことが本当の課題かと思ひます。そういう場を全てを出し得るものが地場産のセンター的なものであろうというふうに私は思っけております。

この輪中堤の一番西にはエフピコ、東には未来工業、そういった優良な企業もござひますので、そういった企業とのタイアップとか、さらなる企業誘致とか、それから先般もちょっと一般質問に申し上げましたように防災ステーション、それから本戸とか楡俣北部には営農組織もあるということですので営農組織、こういったものをうまく絡ませれば、結構おもしろいといひますか、いい絵が描ける、そんな気がいたします。その件について再度お尋ねします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

はい、貴重な御意見、御提言、ありがとうございました。

今、御質問の中にもございましたけれども、幾つかのエレメントとして、要素として、幾つかのことを切り口をつけて取り組みを始めております。こういったものは、形としてどのように対外的にアピールしていくのか、どんな効果的な手段をもってするか、このことを考えることが事業効果を飛躍的に上げるために必要な手順だと思っけております。それが言葉だけで、計画なしに、案を含めて何らかの推進的な要素を盛り込まないと、事業効果が少ない、まさに今後検討すべき課題であります。これは先送りするものじゃなくて、今の段階で次へ向かって何に取り組んでいくのか。具体の検討課題として捉えていくことが、私はそのように受けとめていただきました。本来、地元の自治会、地元の、それからそこへ行くのにどんな方法、アクセスとしてあるか、全ての事業が絡んでくる。この輪之内を取り巻く、例えばこの交通の状況につきましても、東海環状自動車道の西回りアクセスにつきましても、それから安八に予定いたしてありますスマートインター、こういったものが私どもの地域についても大きなインパクトを導くだろう。したがって、従来の延長線で慎重に考えるか、それから新しい条件をどのようにそこに取り入れてあるものに位置づけるか、そういったところも本来は必要であらうと思ひます。

いずれにしても、関係する方が自分たちのまちづくりに対して最大限御提案いただくという、それを前提にしていないと、議論にすき間が出てしまって、提案ができなくなる。そういう意味で、それぞれの立場でそれぞれがなし得るこの件について、行政としても、当然、相談を前提を柱としておりますから、御意見をいかに取り入れるかということについては努力をしまいたいと、そのように思っています。

(1 番議員挙手)

○議長（北島 登君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

ありがとうございます。

いずれにしましても、町の発展につながることでございますので、お互いに知恵を絞りながら、また努力しながら、お願いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

次に、6 番 田中政治君。

○6 番（田中政治君）

議長さんのお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、輪之内町を明るい町にということでございます。

暑い暑いと言っていた夏も終わりに近づき、日暮れも早くなり、朝夕は秋の気配を感じるようになってきました。町内の街路灯（防犯灯）も、早い時間から夜道を照らすようになってきました。町内には455基の街路灯がありますが、実質点灯、約半数の208基が個人、区の負担金で運営されています。また、町の設置した街路灯（防犯灯）247基においても、1基当たり4,000円の電気代を区が負担するという、昨年決められました。

区によって経済的に余裕のある区、区民の区費のみで運営されている区等、内容は大きく違います。町民の安全・安心を照らす街路灯（防犯灯）は、全部町の責任において企画・運営することが重要だと思います。アパートも多くでき、1万人の住民が安心して住める明るいまちづくりに対して町長さんのお考えをお尋ねしたいと思います。

2 番目に、耕作放棄地についてでございます。

町内各地に耕作放棄地が見受けられます。特に圃場整備が終わったところでも多くあり、虫の発生、見た目にも大変悪い、もっと管理するように行政指導がなされているのか。

47年ぶりの国体も間近に迫ってきました。道路の草が大きく伸び、おもてなしは競技会場関係だけではありません。町全体、美しい田園風景も我が町の大きな財産です。県内外の方々をどのようにしてお迎えするのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、お答えいたします。

田中政治議員の輪之内町を明るい町についてというお尋ねでございます。

輪之内町の街路灯のあり方について、種々の御意見をいただきました。まずもって、その課題の解決のためには、前提として街路灯に対する認識の共有が不可欠だと考えております。

当町の外灯の歴史を振り返りますと、商店街の店主さんが客の利便性向上等のために街路灯組合を設立し、店主の方が設置、維持管理をしてきたものであります。それと同時に、家の前に門灯がわりに個人が設置、維持管理をしてきたものもございます。いずれの場合も、個人が設置費、維持管理費を負担しております。町の負担していた外灯は、公共施設の門灯等であります。

昭和50年代の後半から設置費の半額を町が補助し、電気代等を個人で管理する外灯の設置方式へと変化をしております。そして平成元年から、街路灯の新設・管理は、商工会へ委託をしておるところでございます。

社会経済状況の変化に伴って、街路灯の意義が町民の利便性向上のみならず、防犯灯でありますとか安全灯への、その性格を変化させている部分があるということは、私も田中議員と認識を同じくしておりますが、輪之内町の外灯の歴史的な背景を無視した急な方向転換というのは、関係者の利害を調整するのに少々時間がかかるのではないかと、そんな感じを受けております。

いずれにしても、安全・安心な町にしていくために、街路灯、防犯灯、安全灯など、こういった性格のものをどこに設置していくべきなのか。過去からございます地元要望への対応でありますとか、費用負担のあり方も含めて、輪之内町としての町の関与の範囲や、管理・運営はどうあるべきかということに関係者間で議論を深めていく必要があるかと思っております。なお、本年、この件につきましては、本議会の委員会でも取り上げられ、委員もその認識は一つであると思っております。

2点目の耕作放棄地についてお答えをいたします。

「耕作放棄地」という言葉は、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作する考えのない土地というふうに定義されております。ですから、議員の御質問の耕作放棄地には保全管理がされている農地は含まれていないと解釈できますので、その前提でお答えをさせていただきます。

農業委員会の任意業務の中には、耕作放棄地の解消というものもその任務としてございます。農地のパトロールの結果、耕作放棄地を発見した場合、その所有者に対する指

導、通知、勧告といった手続をとることができることになっております。

現在のところ、農業委員会においては、農業委員個人さんでの指導は行っておられますけれども、今後、農業委員会の活動として、組織的に指導、通知、勧告を行っていきけるようにしてまいりたい、このように考えております。

また、国体前の草刈り等々、環境保全をもっとやったらどうかという話でございますが、既に主要幹線道路脇のアシ原の農地については、国体までに草刈りをするように農業委員会を通じて関係者に連絡済みでございますので、早急になされるものと思っております。

なお、国体前には全体をチェックさせていただいて、他県からの来訪者の方に見苦しいものは見せないようにと考えております。

(6番議員挙手)

○議長(北島 登君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

それでは、いささか消化不良の御答弁でありましたので、私の意図するところを質問させていただきます。

まず、1点目の街路灯(防犯灯)の関係ですが、これはあの地域の方々、歴史的背景、これは配置の件も歴史の中で、そういうことは、今、町長も言われましたが、それを含めて、今後、この街路灯、平成2年から商工会のほうへ委託して、今もやっているわけなんです、それを町としてどういうふうに思ってみえるのか。この全体のうちでも、去年の区長会だったかどうかわかりませんが、町の設置されておる、電気代を1台4,000円、それが要するという、うーん、それはどういうことやろうかなあと、私自身は不満に思いました。

その4,000円を負担するということは、利害関係じゃなくて、町の街路灯の全体が178万5,000円ぐらい、それで区の負担を98万8,000円ぐらい、残りが町の持ち分で80万円、ほとんどが区の、自分たちで。そのほかに区の電気代が82万5,000円、個人の持ち分が52万7,000円で、総額で358万円、全体総額ですね。そのうちの238万何がしが地元負担、区と個人ということですね。町の持ち分は80万円です。それでもって明るい町なんていうような言葉をこれからに向けて、どういう意味で発信できるか。この中の区の持ち分によっては、私がこの質問書の前文の中に入れた、区によって経済的な理由が、協力費を得られる区とそうでない区とが、いろんな区の状況の中で、全く個人の区費でしか賄えない区とそうじゃない区、いろいろな環境があるんですよ。その中でも同じように電気代を維持ということは、よほどのことではない。そういう意味で、わざわざこの意味を言っているんです。にもかかわらず、先ほどの答弁では、それを否定している。

町のやることは、住民の安心・安全をどのように確保すべき原点に街路灯が位置づ

けられなかったら、何をもって町民の安全・安心があるんですか。夜道を明るく、輪之内はどれくらい暗い町だなあ、皆さんがよくおっしゃられますけれども、それをどのような形で変えていくのか。歴史的背景を踏まえた上で、今から始まったことではございません。商工会の商店主が始められたことかもしれません。そうでしょう。それから、各商工会員が町の補助も半分もらいながら、電気代は自分で払いながら、地域を明るくするという努力のためにこれはついておるわけです。何も町の立てられたものが、全部がそうというものではございません、半分半分のやつもあります、設置経費の中に。そういうことも踏まえた上で、今後も住民は自分の足元を照らすんだと、防犯だと、そういった意味の中で、なぜそれがなかなか先延ばしで、関与の方法について考えるなんていうような、関与の方法ですよ。関与して当たり前のことですよ。方法じゃないんですよ。だから、そこら辺の中途半端な物の考え方がおかしい。だから、私はあえて質問をし、町長、先ほど何か言われましたが、長い先を見据えながらという話も中にはあったかに思っておりますけれども、長い先とはどういう意味ですかね、これは待たなしですよ。

犯罪が輪之内町、今、待ってくれますか。交通事故と一緒にですか。信号機がつかまず、ガードレール、信号ができますというのと一緒にですか。そうじゃないでしょう。だから、このことについてもう少し本心を述べていただきたい、御答弁を。

それから、次の耕作放棄地関係の話ですが、これは水田のみならず、この質問の中には道路も入っています。例えば道路、今の農業委員会を通じて、農業委員会の話がありましたね、国体前に、農業委員会を通じてどこまで道路についてやるんですか。道路の関係、そんなもの全部農業委員会を通じてやるんですかね、そうじゃないでしょう。建設が関係する部分もあるでしょう。だから、そういう一つの断片的な捉え方で私は言っているわけじゃないんですよ。

だから、輪之内庁舎へ入ってくるのに、私は西から来ますけれども、この西の道路でも植木がありますね、サツキとか、あのサツキらでももさもさですわ。ああいうのでも農業委員会がやるんですか。どこかが中心になって、どこかへ働きかけるんですか。ボランティアで、多分あそこら辺は中郷かなあ、やられておると思うんですが、せんだって、大藪大橋をおりてきたところの交差点近辺を、多分地元の老人方かなあ、草刈り機を持って清掃してみえました。ですが、それでは限られた範囲ですよ。輪之内は田んぼが土地が広く多く、そういう道はみんな、輪之内は何や、田園風景の緑豊かなまちづくり、草が生えていることですが、そうじゃないでしょう。やっぱり気持ちよく迎えるのもおもてなしの一つ、道路に関してはもう少し気を使っていた方がいいのではないかということで、あえてこのようなことを私は質問させていただいております。

考え方が僕は人よりおかしいかもしれませんが、答弁もここまでのことでは意味ない、真剣に取り組んでほしい、ちょっと不満です。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

将来的には、防犯灯、当初の設置から維持等が変わりまして、議員が言われるように、町が当然負担すべきものではないかということでございますが、関係者の御意見等を聞きまして、そういう方向でということも考えまして、関係者の方の御意見を踏まえていきたいと思っております。

あと、道路の境の件ですが、こちら道路管理者と話し合いまして、一度早急に対応したいと思っております。

（6番議員挙手）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

街路灯の件で、今、関係者と話し合う、関係者も必要ですよ、当たり前ですよ。そうじゃないですよ、僕が聞いておるのは、さっきから同じような答弁は要らないですよ。町としてもっと積極的に、住民に電気代の負担を求めるのじゃなく、それも含めて、住民の足元を照らすのに、生命・財産、要するに生命を守る第一歩の防波堤ですよ。夜道が暗くて危なくて歩けんという話は、それ以前の話でしょう。怖い道があるから歩けんとか、普通に考えてもやってもらいたい。町も管理者としての責任があり、全くあなた任せの従属的な考えではあかんでしょう。それらを全て含んでそうでしょう。それを町の負担を関係者と相談するとか、そんな従属的な考えで、町本来の住民の安心・安全という大きなスローガンのもとに、そのもとに、このことを考えたときにそんな言葉で結構ですか、通用しますか、そんなことで。

逆に、全部の住民にアンケートをとってくださいよ、全員、そういう物の言いで、みんながそうだなあ、おおむね良好とおっしゃるか。皆が同様に安心して町道が通れるんやな、それにこしたことはないんや、そういう動きが多いんですよ。交通安全と一緒にすよ。危ないことから守る、そんなものが防犯灯であり、その一つの中で、その流れにするんじゃなく、積極的に関与して、比べて去年、23年度に150万ほど、この予算を増額されて、やっていかれるとは思っていますけれども、長期的にやりにくいとか、区長会から提案されたとかいう、そういう意見も聞きますけれども、20年ももつよう長寿命のLEDで、電気代は半分か3分の1と聞いておりますけれども、どんどん予算も前倒しして、増設よりも、まず更新するんだと、要らんもんは、そこで関係者が出てくるんですよ。関係者と相談して、要るもの、要らないもの、蹴っ飛ばしてもいいもの、当然的に廃止する。個人でまたつけたいという方は、個人でつけやあ結構です。だから、そういう意味の関係者の打ち合わせは当然必要ですけれども、町の提案の中に、町としてはこういうふうな方向づけでやりたいので、従来のものをどういうふうにするか、その中で取

り組みはよろしいかという、それは当たり前の話ですが、従属的な考え方は、これはいかにもどうかしておらへんのかな、私はそう思うのや。

ですから、安くて、長もちして、明るくて、そういうものが今どんどん普及している。先ほどと繰り返しになるがというんですけれども、そういうものも500万では無駄にならないようつけてもらいたい、そして、もっと画期的に明るい。私のところでも1個ついておりますけれども、LED、物すごく明るいです。今ついておるやつは、夜明けの電気みたいにぼんとしておりますけど、LEDのものはばっちり、目をみはるぐらい明るくて、それでもって安い。それでもって、電気代も当然安い、器材も安い。町中の量販店とか、ああいうところで結構安く売っている。そういったメリットがあるものに対して、やっぱり町もそちらの方向に向かっているんやったら、それは当然補正予算で少しでも早く、明るくて安くて、管理代が安くつくので、今までのものとも整合性をとりながら、とりあえず対応、せめて前向きに取り組みができませんか。

それから、今の道路の除草ですが、これも私、実はうちの営農組合の人に尋ねたんですけど、それでちょっと営農組合として役場の西のクレソン前のところを借りておりますので作業しておりますが、そのところへ草刈り機を持って行って、いつもカーブミラーのあるところをやるんですが、でも、道路をやっておるときに、もしも車が来たりして飛んだりすると困るで、ガードマンか、そういうことに注意する人置いてでもやられて、それならやってもええけど、ただ、草刈りをやれやれやれというふうでやっている、やりませんよ、そんな危ないところみたい。石でも車に当たったら補償問題になりますから、草刈りするための道具は持っていますけれども、そこまでのリスクを負ってやれと言われてもやりたくない。本当に、だからそういうことも、それぐらい、行政のほうから営農組合でも何でも相談をしてみんなでやるというのは、私は賛成ですが。何も異論はございません。ですが、そういうふうと考えられると簡単に国体があるからやれやれ、そんな安直な考え方ではやめてもらいたい。それは業者に発注すると倍違います。それがボランティアでやろうという気持ちでおるんで。ただ、業者でやってくれるなら、こちらでガードマンでも何でもやりますけれども、執行部のほうも、そのような気持ちを持って、物事に向かうなら、そんなに難しい話ではなかろう。そういう場合、業者の方にガードレールのところとか難しいところをやってもらおうとか、やり方はあると思います。町のスタンスもあると思います。そう思っておりますので、やはりこれも、お役所の言葉ですと、こういうことはなかなか難しいので、もう少し慎重に真剣に御答弁いただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

真剣に草の件についてはやらさせていただきます。

○議長（北島 登君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

国体も、まさに迫っております、炬火リレーの場合も中江川沿い等のガードレール付近をずうっと清掃等を計画しております。

また、今月、国体前にも、文化会館駐車場、その周辺の給食センター、また中郷新田から中江川沿いのところ等につきましても、除草等の計画をしております。

○議長（北島 登君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北島 登君）

日程第3、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）及び議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります、したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野利通君。

○総務産業建設常任委員長（浅野利通君）

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月7日午前10時50分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、旅費の必要性の根拠は何かの質問に対し、充て職等の出張があるためとのことでした。

旅費以外の交際費は必要でないかの質問に対し、本年度予算で対応できるとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、地域情報化計画とはどのような内容のもので、夢や目玉はあるのかに対し、現行の計画は平成21年度に作成しており、主にインフラ整備などのハード面に主眼を置いたもので、今回の計画は整備したインフラをどのように活用していくかを計画するものである。

地域情報化推進検討委員会では何が必要か、何があったらよいかについて検討しているが、安全・安心についての意見が多く、具体的にはコミュニティチャンネル（12チャンネル）の動画放送で、防災情報や子供の通学などの安全・安心につながるものを考えている。委員の意見を尊重しながら、財源というフィルターを通して議論を深めていくとの説明がありました。

光ケーブルの加入促進的なことは盛り込むのかに対し、9月1日現在の加入率は48%であるが、計画の中で、もっと見ていただけるものをつくれば、おのずと数字はついてくると考えているとの説明がありました。

議会中継についての意見はなかったのかに対し、委員からはカテゴリーとして強い要望は特になかったとのことでした。

委員のメンバーはどのような職業の方に対し、情報機関等関係者が3名、公募委員が6名、アドバイザー1名である。女性委員も2名おり、職業は多岐にわたっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 上野賢二君。

○文教厚生常任委員長（上野賢二君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成24年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件につい

て、9月7日午前9時30分より、協議会室において委員全員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について、当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、消費者行政の講演会の内容はどのようなものかの質問に対し、高齢者を対象にわかりやすく実施したいと考えており、多くの方に参加していただくよう、著名人も含めて計画したいと考えており、また小・中学生向けのパンフレットを作成し、児童・生徒を対象にした講話の実施も含め、未成年者における被害の防止に努めるとのことでした。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保健師の出産育児休暇による代替の臨時職員は保健師の資格を持った方なのかの質問に対し、保健師の募集をしたが、なく、資格はないものの医療系の資格のある職員を今回採用し、事務職として採用するものですとのことでした。

保健師の資格を持った臨時職員と事務職の臨時職員の賃金は幾らなのかの質問に対し、保健師の資格を有する臨時職員の場合は時給1,100円で、今回の臨時職員は事務職としての採用のため、時給800円とのことでした。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、彼岸桜は、いつ、どこに、何本植えたのかの質問に対し、4月7日に図書館と児童センターの間の築山に1本植えたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成23年度の繰越金について、療養給付費繰越金とその他繰越金の内訳は幾らかの質問に対し、平成23年度繰越金のうち、療養給付費繰越金（退職分）は約2,599万円、その他繰越金（一般分）については約7,712万円とのことでした。

支払基金への返還はこれで終了するのかの質問に対し、今回の返還で終わり、この後に国への返還も生ずるため対応しますとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第5、議第61号 平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成23年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長 浅野常夫君。

○平成23年度決算特別委員長（浅野常夫君）

決算特別委員会審査報告書。

平成23年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成24年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件については、9月10日、11日の両日にわたり、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。その経過と結果を報告します。

最初に、本委員会に付託されました議第61号から議第65号までを一括議題といたしました。

最初に、議会事務局所管分について局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八郡議長会の決算書はあるのかの質問に対し、議会事務局で保管しているとのことでした。

次に、総務課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、各地区の火の見やぐらの存続に関する考え方はの質問に対し、活用できるものは活用し、地元から撤去の要望があれば対応したいとのことでした。

自治消防と自主防災組織のあり方はの質問に対し、災害においては「自助」「共助」が重要であり、各地区の自主防災組織の育成に努めていきたいと考えているが、自治消防の認知度が地区において高ければ、自治消防を自主防災組織として位置づけていただくこともよいのではないかと考えているとのことでした。

財産管理費の土地借り上げ料の内訳と賃借料の平方メートル当たりの単価はの質問に

対し、大藪コミュニティ防災センター駐車場が1,365平方メートルで68万2,500円、町総合施設附帯駐車場が4,937平方メートルで292万8,520円、テニスコート敷地が1,387平方メートルで77万6,720円、プラネットプラザ敷地が2万1,162平方メートルで1,185万2,195円、平方メートル当たりの単価は、大藪コミュニティ防災センター駐車場が500円、その他は560円とのことでした。

プラネットプラザと附帯駐車場の土地の購入面積は何平米か、また買収単価は幾らかの質問に対し、プラネットプラザは3,211平方メートル、附帯駐車場は1,170平方メートルで、買収単価は1,000平方メートル当たり900万円であるとのことでした。

総務管理費の一般管理費で職員数が平成23年度と比較して減員になっているが、その理由はこの質問に対し、職員の配分は、重点を置く業務など全体のバランスを考慮して配置しているとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、義務教育施設整備基金に1億5,200万円を積み立てているが、目標額や積み立てた特段の理由が何かあるのかに対し、当基金条例第2条の規定では、3億円に達するまで毎年度200万円以上を積み立てるという記述はあるが、特に上限設定的なものはないと考えている。また、積み立てた理由は、第5次総合計画の中で3小学校について大規模改修が後年度に計画されており、その際の資金需要に備えるためであるとの説明がありました。

平成23年度は特産品開発に特に力を入れていたと感ぜられるが、きっかけづくりだけなのか、具体的にどのような支援を考えているのかに対し、平成24年度は輪之内スイーツとして、4店舗、16品目を認定した。今後も申請者が出てくれば認定していく。また、支援の内容については、物やお金などの現物的なものは考えておらず、物産展への出展のほか、広報媒体やマスコミを利用したPRなどの側面からの支援を考えている。いろいろいただいた意見を踏まえて、今後の特産品開発について支援の内容を検討し、方向性を見出していきたいとのことでした。

輪之内スイーツを創出した目的は、農産物の消費拡大、すなわち経済の発展につながるものだと思うが、ハツシモなどの農産物の販売量がどれだけ増加したかを見れば成果がはかれるのではないのかに対し、ジェラートでハツシモを使ったから、爆発的にその販売量や消費量がふえるとは考えにくい。しかしながら、パッションフルーツを使ったスイーツの成功事例があり、スイーツ業者と趣味でパッションフルーツを栽培していた生産者が結びついて新たなスイーツが誕生したように、他の農産物でも利用者と生産者のネットワークが構築され、Win・Winとなるようなよい方向に向かってほしいと考えているとのことでした。

次に、税務課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、償却資産の価格等に関する地方税法第389条関連の該当法

人とその価格の決定についての質問に対し、該当法人は、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社の4法人であり、価格の決定については、地方税法第389条の規定に基づき、総務大臣が評価を行った後、決定した価格等を町に配分し、その通知に基づき価格を決定するとの説明がありました。

滞納に関して、滞納者数は何名かの質問に対し、町民税が273名、法人町民税が6法人、固定資産税が291名、軽自動車税が122名、たばこ税はないとの説明がありました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、基金の預金利率はの質問に対し、0.175%から0.20%の間との説明がありました。

町預金利子の決算額には普通預金の利息は含まれているのか、預金利率はの質問に対し、普通預金の利息は含まれておらず、定期預金の利率は0.175%であるとの説明がありました。

次に、福祉課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、住民課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、リサイクルの売却代の内訳はの質問に対し、紙類で446万7,000円、容器包装リサイクル協会より、ペットボトルなど83万円、アルミ42万円、空き飲料容器自動回収機によるアルミ缶、ペットボトル、スチール缶は8万5,000円などとのことでした。

エフピコでもペットボトルのリサイクルを実施しているが、地元による業者で処理できないかの質問に対し、容り法にもたれて行っており、毎年、入札で決まっています。容り法のほうが買い取り単価が少し高いとのことでした。

公共交通の負担金が500万円ふえているが要因はの質問に対して、平成22・23年度は路線変更はありません。全体的には経費がかかって、収入が減少した。自主運営バスについては、経費が200万円増加、収入は50万円増加している。また、生活交道路線バスについては、経費は変わらないが、収入は400万円の減となったとのことでした。

町民に対する利便性について向上しているのかの質問に対して、公共交通の観点で行っている。平成19年11月から行っており、平成22年に路線の見直しを行っている。利用者は2,000人程度ふえているが、今後とも少しでも利便性向上のために検討していくとのことでした。

国民健康保険費の繰出金のその他のものについては、ルールにのっとって処理されているのかの質問に対し、県を通じて国からの基準によって行っているとのことでした。

次に、産業課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、小規模農家組織化支援事業の補助率及び面積要件及び各営

農組合の構成人数はこの質問に対し、補助率は県と農協と町を合わせて60%で、対象面積によって機械規模が変わる。構成人数は、大吉営農組合43名、藻池営農組合26名、本郷営農組合19名、本戸営農組合20名、楡俣北部営農組合30名、戸谷営農組合8名とのことでした。

ふれあいフェスタ出店者の希望や売り上げなどを把握し、今後につなげていてもらいたいとの質問に対し、アンケート調査など実態調査を行っていききたいとのことでした。

町の特産品は何かの質問に対し、ハツシモ、けんがい菊、ミニバラ、輪之内スイーツとのことでした。

けんがい菊の売れ行きはこの質問に対し、5号鉢と6号鉢を3万5,000鉢ほど出荷されているとのことでした。

ハツシモ販路拡大の取り組みはこの質問に対し、学校給食への使用など検討していききたいとのことでした。

農地・水・環境保全事業で畦畔に穴があいている場合の修繕はできるのかの質問に対し、資源保全会の構成員の中に営農組合も入っているので役員会等で要望してほしいとのことでした。

町の観光資源のホームページの認知度を高めてほしいの質問に対し、町や商工会のホームページにリンクさせるなどしていききたいとのことでした。

町民センターの利用料の内訳はこの質問に対し、16件で、11万1,745円とのことでした。

街路灯の電気代は全て町で負担すべきではないのか、また管理については、商工会ではなく町管理とするべきではないかの質問に対し、今年度より電気代を一部区で負担していただき、その費用を街路灯の更新に充てている。街路灯の管理については、将来の検討課題としたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、建設課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、占用料の減少理由はどの質問に対し、官地から民地への建てかえによる減少であるとのことでした。

舗装率はどれだけかの質問に対し、72.8%とのことでした。

福東輪中土地改良区との委託事業に対する消費税負担に伴う委託の検討に対しては、排水経費の負担内容や排水機場の管理が福東輪中土地改良区より町に譲渡された経緯を踏まえ、委託を行っているとのことでした。

次に、教育委員会所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、生涯学習事業入場料は、ふれあいフェスタ前夜祭に対するものか。また、国体関係者の招待は何人かの質問に対し、ふれあいフェスタ前夜祭で、有料495名、国体関係招待者54名とのことでした。

中学校第2学習室のエアコンの修繕は何台分かの質問に対し、1台分とのことでした。

中学校のカナダ派遣事業費は幾らかの質問に対し、生徒6名、引率2名で283万2,480円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

質疑を終結し、議第61号についての討論に入り、委員から、前年度繰越金額が多く、十分な事業ができていない。例として、義務教育基金に1億円を積み立てるなど、やることをやっていない。町民に対しては厳しい取り立てばかりで、お金が余っている。このため、反対であるとの討論がありました。また、決算書を見ると、めり張りのついた予算執行で余裕ができた。必要なものに積み立てた決算であり、賛成であるとの討論がありました。

異議があるので、挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第61号平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第62号平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰入金のその他一般会計繰入金の980万円は何かの質問に対し、福祉医療の波及増分であり、国庫補助の対象外の部分についての一般会計からの繰入分とのことでした。

約1億円余の繰越金があり、保険料が23.1%上がっている、上げ過ぎではないかとの認識はないのかの質問に対し、過去にも6,000万円ほどの繰越金があった年度もあり、それに今回は、国などへの返還金が3,300万円ほどあるとのことでした。

収入未済額がふえているが、滞納者の数はどれだけなのかの質問に対し、平成22年度は193世帯で、平成23年度は238世帯あり、45世帯増加とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

質疑を終結し、議第62号についての討論に入り、委員から、昨年度、国保税は、所得が下がっている中、税率を上げ過ぎた。このため、滞納世帯も増加した。この結果に反省を求めて、反対であるとの討論がありました。また、国保会計が苦しい中、やりくりして最大限の努力は行われていると思えるので、決算の認定には賛成であるとの討論がありました。

異議があるので、挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第62号平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、後期高齢者医療給付の予算としてどれくらい使われているのかの質問に対し、まず輪之内町が広域連合への納付金として約5,279万円支出してお

り、被保険者から3,285万円の保険料収入があり、保険給付を受けている町全体の医療費10割分として約6億8,918万円で、加入者985人分との説明でした。

7割軽減世帯は、国の特例措置により8.5割、または9割軽減とあるが、いつまでの期間なのかとの質問に対し、特例措置の軽減は継続ですとの説明でした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、議第63号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第63号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第64号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、輪之内町児童デイサービスセンターの定員及び利用については町外の方でも利用できるのかの質問に対し、定員は1日当たり10名で、利用については町内外を問わず利用できるとの説明がありました。

輪之内町児童デイサービスセンターの利用実人数が昨年度より7名減少しているが、減った理由は、何か経済的な理由があるのかの質問に対し、前年度において小学校へ入学前の利用者8名が児童デイサービスセンターを退所したため、減少したとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、議第64号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第64号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について建設課長より説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、議第65号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました案件についての経過と概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第61号 平成23年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、実質収支比率についての町の考え方というのが変更になったかどうか知りませんが、従来はいろんな書類に書かれているとおり、3から5%が適正值である、こういうふうな記載があって、これを見ていない。これをいろんな考え方がある中において、認めていない。

この実質収支比率は、今、私たちがいただいております議員必携の最新版にも明確に書かれている。その結果、前年度繰越金、あるいは地方交付税、地方税、こういったものが十分に活用されていない。3月に補正予算を行わざるをして、最初から使おうとしていなかった。そういう財政運営というのは、町民がさまざまな要望を持って、いろんなことを要求しているにもかかわらず、財源がないとやっていない、そういう町民の要望に沿うものになっていない。その典型的なのが街路灯の電気代を住民負担、これらのことにもつながってきておるといふふうに思います。そして、金が余ったからといって、使う当てもない義務教育施設整備基金に1億5,000万円積み立てている。

今、町民の所得がどんどん低下している中で、税金を納められなくて厳しいというときに、滞納処分も増加している。けれども、町税の差し押さえ件数というのは、平成20年には177件あったのが、現在では60件しかできない、そこまで町民は追い込まれる、にもかかわらず、滞納額だけは、収入未済額はふえてきている。前年度に比べても収入未済額がふえている。

こういうような町民の要望に応えようとせずに、税金だけは強引に徴収しようとしている、そういうような結果であるといふふうに思います。町民の要望に応えようとしない行政運営に対しては反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

めり張りのある予算執行で、基金の積み立て等も将来に向けて必要なものを積み上げ

た予算の執行であり、これに賛成します。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第62号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成23年度は被保険者の所得が低下している中で、かつてない大幅な大增税になっています。調定額全体で見ますと、委員会では21.3%と言われましたけれども、私の計算では21.5%の増税であります。このように所得がどんどん低下している中での20%を超えるような大增税というのは、本当に所得の低い方々にとっては耐えられない、そういうような状況になっている。その結果、1億300万円という過去最高の残金を出してしまった。いかに、この見積もりのずさんさということがあったのかということでもあります。そのずさんさが町民に過度な負担を押しつけているのであります。

今も言いましたように、収入済額というのが昨年度は2億2,580万円に対し、本年度は2億7,100万円と、21.5%の値上げをしたにもかかわらず、増収額は4,527万円にすぎない。1億300万円の余剰金が出たわけですから、結局、増税はなくてもできたんではないかということになるわけです。その増税の結果、滞納者もふえてしまった。委員長報告にありましたけれども、国保税滞納世帯、昨年度が193世帯から238世帯、45世帯もふえている。このようにして税金を払おうと思っても払えない、そういう状況に追い込まれている被保険者の方がふえてきているというふうに思うわけであります。医療費が

上がったからといって単純に国保税を増税するというやり方というのは、やはりこれからは通用しないのではないかとこのころで、こういったことから、今後の国保の運営におきまして真剣に考えなければならないということです。23年度決算には反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

医療は待たなし、納税等は保険料で、税金でございませぬ。ですが、国保会計が苦しい中でもやりくりをして、最大限の努力をしていると考へ、賛成をしたいと思います。

○議長（北島 登君）

ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第63号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第64号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、議第65号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成24年第3回定例輪之内町議会を閉会いたします。

10日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでございました。

（午前11時43分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年9月14日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員